

障害者総合支援法等に係る事業者説明会

H27.3.20（金）13:30～

岡崎市役所福祉会館 6 階大ホール

説明事項

- 1 平成 27 年度からの障がい福祉サービス費等の請求について 【国保連合会】
- 2 福祉施設の消防設備の取扱いについて 【消防本部予防課】
- 3 事業者集団指導について 【福祉総務課】
- 4 障害者総合支援法の施行について 【障がい福祉課】
 - ・法施行後、3 年を目途とした見直し〔審査給付班〕
 - ・平成 27 年度障がい福祉サービス費等報酬改定〔審査給付班〕
 - ・経過措置〔審査給付班・企画整備班〕
 - ・対象疾病（難病等）の見直し〔審査給付班〕
 - ・暫定支給決定の取扱いの見直し〔審査給付班〕
 - ・日中活動系サービスの併用〔審査給付班〕
 - ・特別支援学校高等部卒業者等に係る就労継続支援 B 型の利用の取扱い
〔審査給付班〕
- 5 計画相談支援の推進について 【障がい福祉課】
 - ・計画相談支援の進捗状況〔審査給付班〕
 - ・平成 27 年度の取り組み〔審査給付班〕
 - ・計画相談の流れ〔施策班〕
- 6 障がい児支援について 【障がい福祉課】
 - ・放課後等デイサービスガイドライン〔審査給付班〕
 - ・多子軽減措置について〔審査給付班〕

- 7 障害者差別解消法の概要説明 【障がい福祉課】〔施策班〕
- 8 障がい者虐待防止について 【障がい福祉課】〔審査給付班〕
- 9 強度行動障がい者支援助成金の対象者拡大 【障がい福祉課】〔審査給付班〕
- 10 高校生障がい福祉サービス体験利用受入事業費補助金の改正点
【障がい福祉課】〔施策班〕
- 11 事業所指定事務について 【障がい福祉課】
- ・平成 27 年度の変更事項について 〔企画整備班〕
 - ・平成 27 年度加算届の提出について 〔企画整備班〕
- 12 その他連絡事項 【障がい福祉課】
- ・生活サポート事業の廃止 〔審査給付班〕
 - ・18～20 歳の障がい児通所支援の利用者負担上限月額の見直し 〔審査給付班〕
 - ・65 歳到達に伴う障がい福祉サービスの支給期間の見直し 〔審査給付班〕
 - ・障がい福祉サービス等の提供により事故が発生した場合の市への連絡
〔審査給付班〕
 - ・サービス支給等決定期間の更新について 〔審査給付班〕
 - ・利用者負担上限月額の見直しについて 〔審査給付班〕
 - ・社会保障・税番号制度 〔審査給付班〕
 - ・県社協運営適正化委員会の移転に伴う重要事項説明書の記載変更〔審査給付班〕
 - ・アドレスのドメイン変更について 〔施策班〕
- 13 質疑応答

平成27年度からの 障害福祉サービスの請求について

**愛知県国民健康保険団体連合会
事業部 介護福祉課**

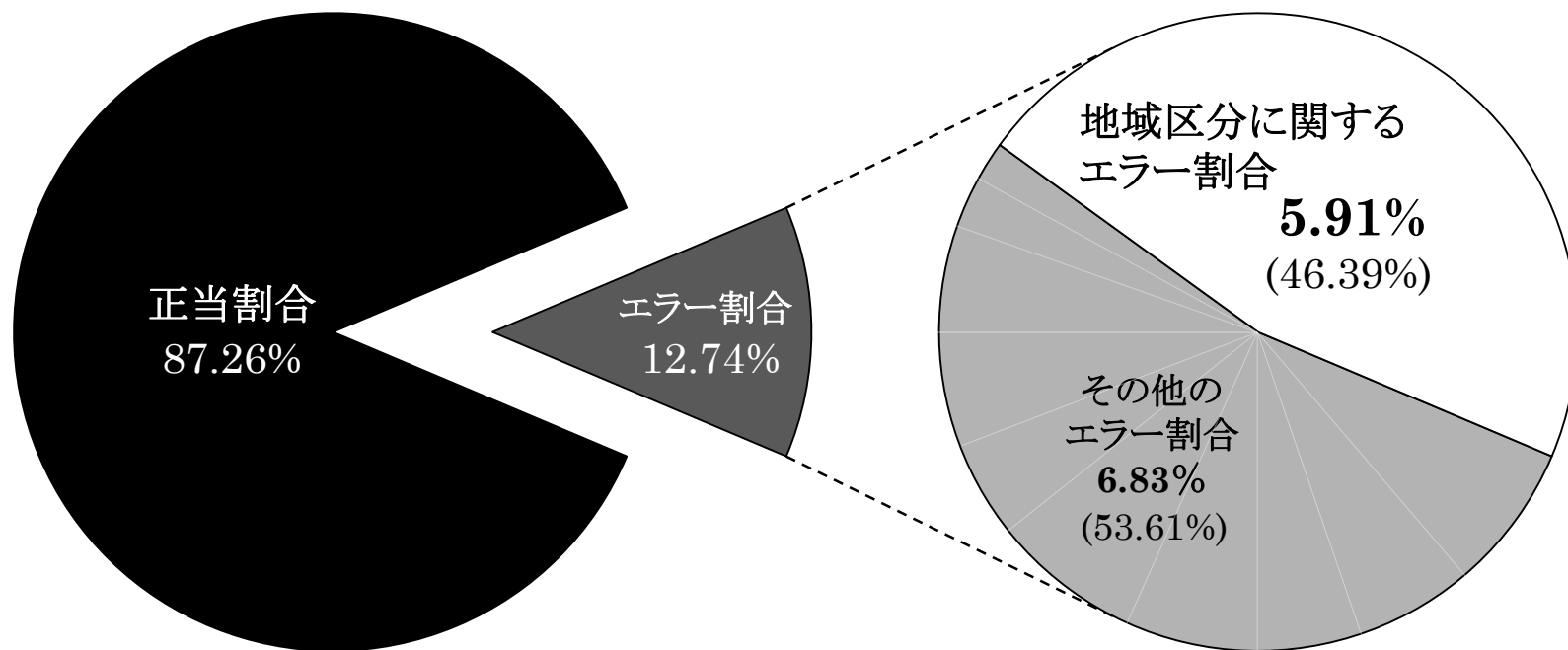
<目次>

1. 地域区分について……………2ページ
 - ◆4月サービス提供分の請求に多いエラー(地域区分)
 - ◆平成27年4月サービス提供分より再び地域区分が変更になります
 - ◆地域区分の確認方法
 - ◆簡易入力ソフトでの地域区分設定方法
2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて……………10ページ
 - ◆注意点
 - ◆レベルアップマニュアル・請求ソフトのダウンロード
 - (1)レベルアップマニュアルのダウンロード
 - (2)請求ソフトのダウンロード(保存)
 - (3)請求ソフトのバージョンアップ
3. データ送信後に誤りを発見した時の対応(1～10日)……………14ページ
 - ◆請求データの取下げ方法
4. 取り下げ依頼(過誤申立)について……………17ページ

1. 地域区分について

◆4月サービス提供分の請求に多いエラー = 地域区分

平成26年5月受付分のエラー



4月サービス(5月請求)分で毎年多く発生するのが地域区分エラーです。

◆平成27年4月サービス提供分より再び地域区分が変更となります。

■4月13日(月)から愛知県国民健康保険団体連合会ホームページと電子請求受付システムに「平成27年度 地域区分表」を掲載しますので、確認してください。

■旧地域区分のまま請求されますと、全てのデータがエラーとなります。
必ず地域区分表を確認していただき、新しい地域区分にて
請求データを作成してください。

障害者の地域区分表

中国各地区的地区生产总值及其构成(2007年)									
地区	三次产业		农林牧渔	工业和建筑业		第三产业		其他	
	地区生产总值	构成		地区生产总值	构成	地区生产总值	构成	地区生产总值	构成
全国	259314.0	100.00	13202.0	5.09	246112.0	94.91	100.00	100.00	100.00
东部地区	121214.0	46.74	6102.0	5.03	115112.0	94.97	100.00	100.00	100.00
中部地区	73114.0	28.19	3602.0	4.92	69512.0	95.08	100.00	100.00	100.00
西部地区	65086.0	25.06	3498.0	5.37	61588.0	94.63	100.00	100.00	100.00
东北地区	44900.0	17.35	2800.0	6.23	42100.0	93.77	100.00	100.00	100.00
北京	13702.0	5.28	102.0	0.74	13600.0	99.26	100.00	100.00	100.00
天津	9102.0	3.51	102.0	1.12	8999.0	98.88	100.00	100.00	100.00
河北	24102.0	9.33	102.0	0.42	24000.0	99.58	100.00	100.00	100.00
山西	18102.0	7.00	102.0	0.56	18000.0	99.44	100.00	100.00	100.00
内蒙古	12102.0	4.67	102.0	0.84	12000.0	99.16	100.00	100.00	100.00
辽宁	11102.0	4.28	102.0	0.91	11000.0	99.09	100.00	100.00	100.00
吉林	9102.0	3.51	102.0	1.12	8999.0	98.88	100.00	100.00	100.00
黑龙江	8102.0	3.12	102.0	1.25	8000.0	98.75	100.00	100.00	100.00
上海	16102.0	6.21	102.0	0.63	16000.0	99.37	100.00	100.00	100.00
江苏	21102.0	8.14	102.0	0.48	21000.0	99.52	100.00	100.00	100.00
浙江	26102.0	10.07	102.0	0.39	26000.0	99.61	100.00	100.00	100.00
安徽	11102.0	4.28	102.0	0.91	11000.0	99.09	100.00	100.00	100.00
江西	9102.0	3.51	102.0	1.12	8999.0	98.88	100.00	100.00	100.00
山东	21102.0	8.14	102.0	0.48	21000.0	99.52	100.00	100.00	100.00
河南	16102.0	6.21	102.0	0.63	16000.0	99.37	100.00	100.00	100.00
湖北	11102.0	4.28	102.0	0.91	11000.0	99.09	100.00	100.00	100.00
湖南	9102.0	3.51	102.0	1.12	8999.0	98.88	100.00	100.00	100.00
广东	26102.0	10.07	102.0	0.39	26000.0	99.61	100.00	100.00	100.00
广西	8102.0	3.12	102.0	1.25	8000.0	98.75	100.00	100.00	100.00
海南	1102.0	0.42	102.0	9.26	1000.0	90.74	100.00	100.00	100.00
重庆	11102.0	4.28	102.0	0.91	11000.0	99.09	100.00	100.00	100.00
四川	16102.0	6.21	102.0	0.63	16000.0	99.37	100.00	100.00	100.00
贵州	4102.0	1.58	102.0	2.49	4000.0	97.51	100.00	100.00	100.00
云南	8102.0	3.12	102.0	1.25	8000.0	98.75	100.00	100.00	100.00
陕西	9102.0	3.51	102.0	1.12	8999.0	98.88	100.00	100.00	100.00
甘肃	4102.0	1.58	102.0	2.49	4000.0	97.51	100.00	100.00	100.00
宁夏	1102.0	0.42	102.0	9.26	1000.0	90.74	100.00	100.00	100.00
青海	1102.0	0.42	102.0	9.26	1000.0	90.74	100.00	100.00	100.00
新疆	4102.0	1.58	102.0	2.49	4000.0	97.51	100.00	100.00	100.00

障害児の地域区分表

[illegible]

地域区分確認ツール

平成27年度 地域区分確認ツール

市町村選択

経過措置による地域区分

	障害者
平成24年度	
平成25年度	
平成26年度	
平成27年度	

児童チャイルドバスから児童発達支援へ移行した事業所

障害児	障害児（経過あり）

使用方法

1. 上の をクリックします。
2. 右側 ☒ が表示されるのを待ててクリックします。
3. 市町村の一覧が表示されるので、事業所がある市町村をクリックします。
4. 右側に設定する各地域区分が表示されます。

◆地域区分の確認方法

①愛知県国民健康保険団体連合会ホームページ (http://www.aichi-kokuho.or.jp/)

介護福祉関係の皆様 ⇒ 障害福祉サービス事業所向け ⇒ 障害福祉サービス費等の請求について

The screenshot shows the homepage of the Aichi Prefecture National Health Insurance Association. The navigation menu includes: 国保連合会のご紹介, 一般の皆様, 保険医療機関(保険薬局)の皆様, 介護福祉関係の皆様, 国保保険者の皆様, and 特定健康診査・特定保健指導. The main content area is titled '介護福祉関係の皆様' and includes a link to '障害福祉サービス費等の請求について'. A red box highlights the 'ダウンロード' section, which lists three downloadable files: 別添1 障害者の地域区分<平成27年度>, 別添2 障害児の地域区分<平成27年度>, and 別添3 地域区分確認ツール<平成27年度>. A red arrow points from the text box on the right to the '別添2' file.

愛知県国民健康保険団体連合会

Google サイト内検索

文字サイズ変更について 文字拡大 元に戻す

国保連合会のご紹介 一般の皆様 保険医療機関(保険薬局)の皆様 介護福祉関係の皆様 国保保険者の皆様 特定健康診査・特定保健指導

介護福祉関係の皆様

トップページ> 介護福祉関係の皆様> 障害福祉サービス事業所向け> 障害福祉サービス費等の請求について

障害福祉サービス費等の請求について

事業所の皆様へ重要なお知らせ

平成27年度4月サービス提供分より、昨年度に引き続き事業所所在地によっては地域区分が変更となります。障害者・障害児それぞれの各地域区分表で確認のうえ、新しい地域区分を設定して請求データを作成してください。(旧地域区分のまま請求されますと、全てのデータがエラーとなります。)

また、事業所の所在地(市町村)を選択することで、設定する地域区分を確認できるツールを作成いたしました。こちらのツールは、事業所の現在の地域区分と新しい地域区分が表示されます。

ダウンロード

- 別添1 障害者の地域区分<平成27年度>
- 別添2 障害児の地域区分<平成27年度>
- 別添3 地域区分確認ツール<平成27年度>

障害福祉サービス費等の請求に関しましては、こちらのページをご覧ください。

電子請求受付システムのアドレス
http://www.e-seikyuu.jp/
(電子請求受付システムの総合窓口)

Copyright(C) 愛知県国民健康保険団体連合会 All Rights Reserved.

地域区分変更に伴い、
単位数単価も変更になります。
必ず地域区分表をご確認ください。

②電子請求受付システム総合窓口 (http://www.e-seikyuu.jp/)

ログイン後のお知らせ一覧

(更新日付 2015/04/13:タイトル「平成27年度 地域区分表」)

<http://www.e-seikyuu.jp/> にアクセス



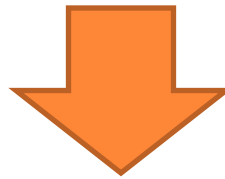
電子請求受付システム総合窓口に
ログインしてください。

お知らせ一覧

更新日付	タイトル
2015/02/27 ReNew	・【再掲】パソコンの移行に関する問い合わせ事例集
2015/02/25 New	・電子請求受付システムサーバー保守によるシステムの一時停止について
2015/02/18 New	・ヘルプデスク3月請求期間におけるお問い合わせ時間のお知らせ
2015/01/19	・簡易入力システムマニュアル第217版リリースのお知らせ
2015/01/19	・【重要】簡易入力システムVer217のリリースについて
2014/05/02	・【重要】Microsoft社公開情報「Internet Explorer の脆弱性に対処したセキュリティ更新プログラムについて

最新バージョン

ソフトウェア名	更新日付	バージョン
基本ソフトウェアインストーラ	2013/10/21	-
サポートソフトウェアインストーラ	2014/08/18	-
マニュアルビューア	-	Ver1.3.0



電子請求受付システム

お知らせ 照会一覧 FAQ マニュアル ダウンロード 証明書

お知らせ一覧

[有効期間内の記事を表示](#) [新着の記事を表示](#) [未読の記事を表示](#) [全ての記事を表示](#)

更新日付	カテゴリ	タイトル
2015/04/13	参考資料	平成27年度 地域区分表
2014/11/28	その他	市町村番号一覧表の掲載について
2014/04/11	参考資料	平成26年度 地域区分表
2013/04/10	参考資料	平成25年度 地域区分表
2008/12/26	その他	点検内容の変更について
2008/12/26	その他	ゆうちょ銀行の他の金融機関との振込み対応時期について
2008/12/16	その他	簡易入力システムVer2.00の不具合について

本会ホームページと同じ
地域区分表が見ることが
できます。

◆簡易入力ソフトでの地域区分設定方法

■岡崎市所在の障害福祉サービス事業所は、平成27年4月サービス提供分より地域区分が下表のとおり変更となります。

■簡易入力ソフトをご利用の場合は、次ページ以降を参考に地域区分の設定を行ってください。
(4月中旬に予定されているソフトのバージョンアップ後に行うようにしてください。)

【岡崎市の地域区分】

	平成26年度	平成27年度
障害者	十七級地	六級地
障害児	七級地	十一級地
障害児(経過措置)※	十八級地(旧児童デイ)	

※障害児の経過措置は平成27年3月サービス分をもって終了

簡易入力ソフト ※必ずバージョンアップ後に行ってください※

基本情報設定



自事業所情報修正



【「事業所情報(基本)」画面】

事業所情報(基本)

事業所番号	※	1111111111	
名称	カナ	※	ショウカ'イ'クサ'セ'ス'ギ'ョウ'コ'ル'コ'ウ'イ
	漢字	※	障害福祉サービス事業所 国保連合会
郵便番号	※	〒	000-0000
住所	カナ	※	トヨハシマルマルマルマルマル'ン'マル'ウ
	漢字	※	豊橋市●●区●●町●●番●●号
電話番号	※	000-000-0000	
FAX番号			
代表者	氏名カナ	※	コノノヲ
	氏名漢字	※	国保太郎
	職名	※	理事長
地域区分	※	十三級地	認定
法人等種別		社会福祉法人(社協以外)	

サービス提供状況

サービス提供状況		入力可能な項目は全て必須入力項目です	
居宅介護	未提供	重度訪問介護	未提供
重度障害者等包括支援	未提供	同行援護	未提供
生活介護	未提供	療養介護	未提供
		児童デイサービス	未提供
		短期入所	未提供
		施設入所支援	未提供

入力し終わったら登録



直接入力できません

地域区分 ※	設定	法人等種別	▼
--------	----	-------	---

地域区分設定

地域区分		※は必須入力項目です	
No.			
適用開始年月	※	平成	27 年 4 月
経過措置の有無	※	無し	
地域区分	※	三級地	

①

選択	No.	適用開始年月	地域区分
▶	1	平成26年04月	三級地
	2	平成24年04月	三級地

②

明細追加
明細修正
明細削除
明細クリア

③

確定 閉じる

適用開始年月を平成27年4月に設定し
該当の級地を選択すると、単位数単価も
自動的に変更されます

i 地域区分を選択します

2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて

◆注意点

①簡易入力について

■5月に送信するデータはバージョンアップ後に作成してください。

バージョンアップ前に作成した請求データを送信すると、エラーとなります。

■簡易入力ver.2.17を導入している場合は、

システム起動時(※)および請求データ送信時に自動でバージョン確認を行います。

(※)自動アップデート設定で「自動でアップデートを確認する」を選択している場合

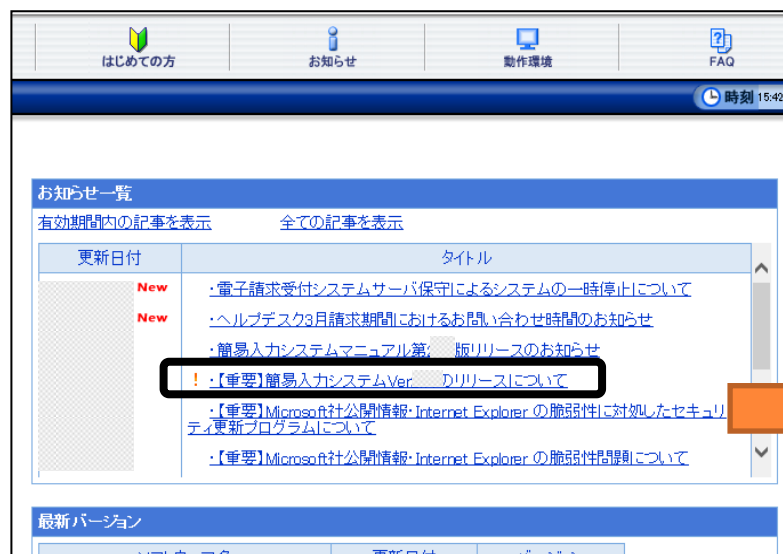
②取込送信について

■5月の請求データ送信前までにバージョンアップを行ってください。

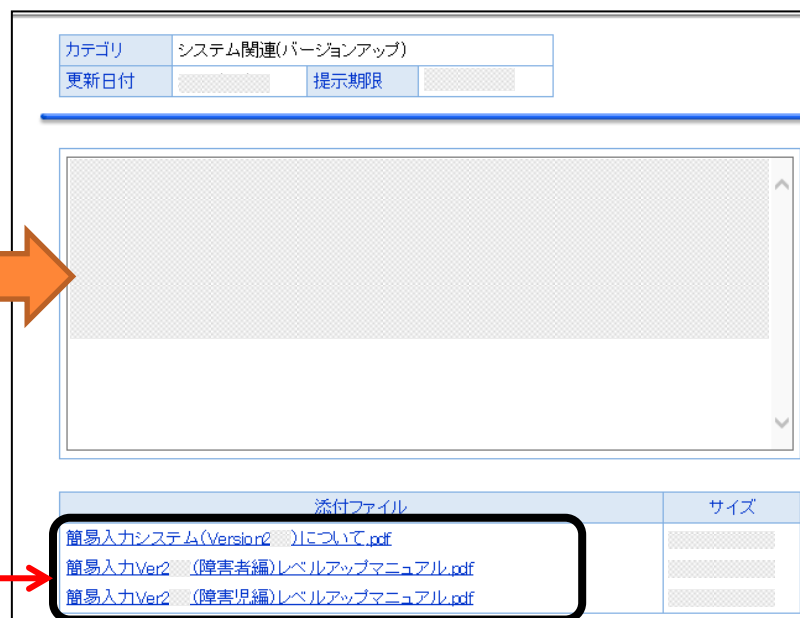
◆レベルアップマニュアル・請求ソフトのダウンロード

(1)レベルアップマニュアルのダウンロード

- バージョンアップについては「レベルアップマニュアル」に記載されています。
- レベルアップマニュアルは、電子請求受付システム(ログイン前)の「お知らせ」より取得します。



【お知らせ表示画面】



ファイル名をクリックして
マニュアルをダウンロードします。

(2) 請求ソフトのダウンロード(保存)

ダウンロードするファイルの【保存】ボタンを押してください。

【共通】

ファイル名称	バージョン	更新日時	ファイルサイズ	保存
電子請求受付システム 基本ソフトウェア	-			保存
電子請求受付システム サポートソフトウェア	-			保存
取込送信システム Ver...	-			保存

【障害福祉サービス】

ファイル名称	バージョン	更新日時	ファイルサイズ	保存
簡易入力システム(障害福祉サービス) Ver...	S001			保存

どちらか



名前を付けて保存

保存(S)

③ 名前を付けて保存(A)

保存(S)

保存して実行(R)

から

を実行または保存しますか?

実行(R) 保存(S) キャンセル(C) ×

④

デスクトップに保存してください。



名前を付けて保存

デスクトップ

デスクトップの検索

整理 新しいフォルダー

お気に入り

- ダウンロード
- デスクトップ
- 最近表示した場所

名前

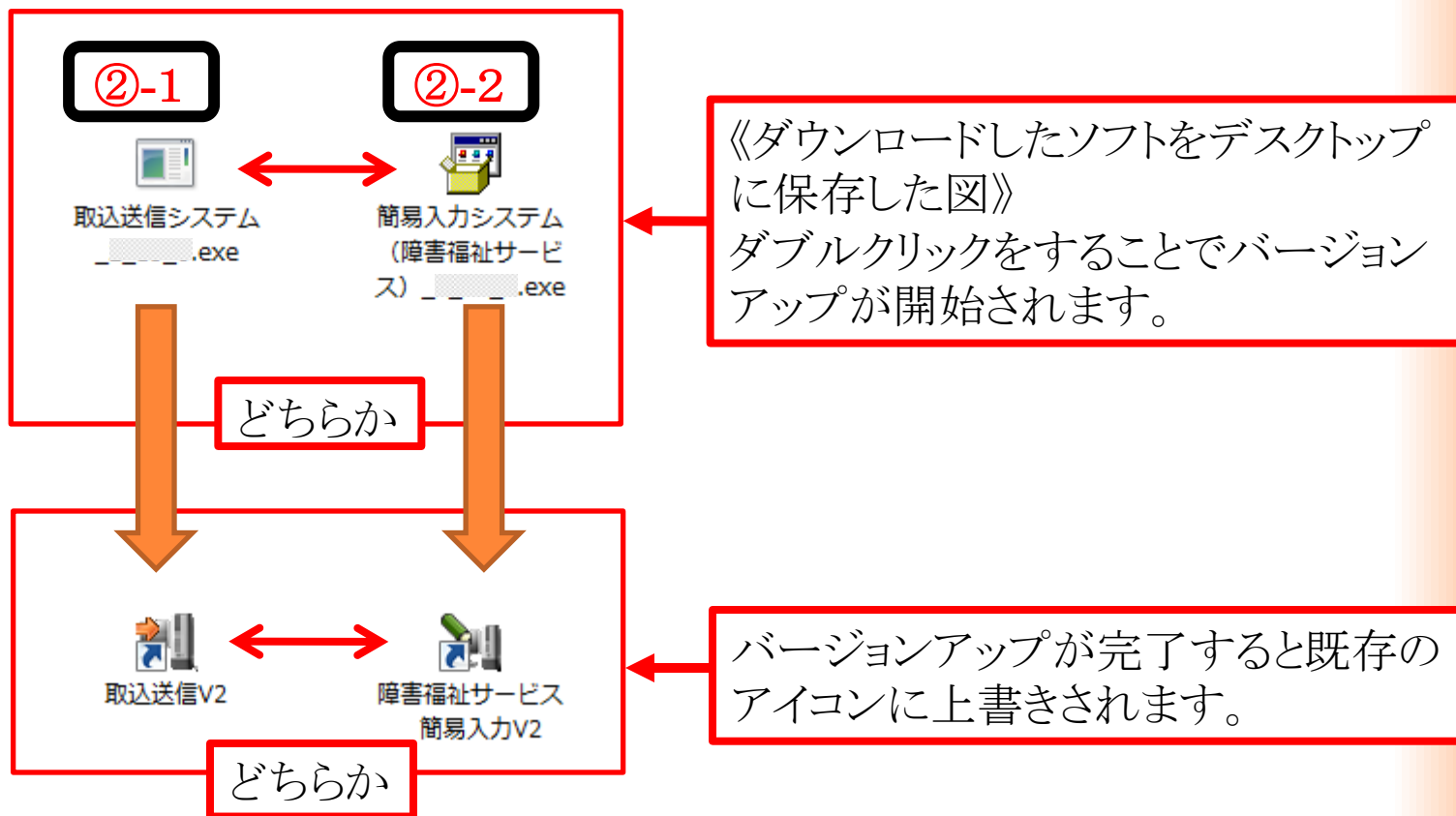
- ライブラリ
- j-shien2
- コンピューター
- ネットワーク

ファイル名(N): exe

ファイルの種類(T): アプリケーション (*.exe)

④ 保存(S) キャンセル

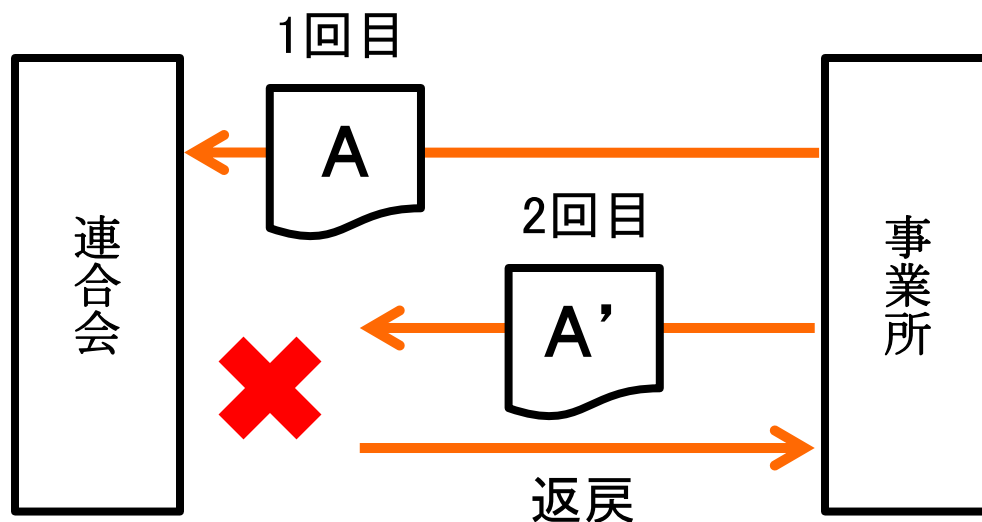
(3) 請求ソフトのバージョンアップ



※以上でバージョンアップは終了です。
入力済の情報は削除されません。

3. データ送信後に誤りを発見した時の対応(1～10日)

送信後、請求内容の誤りを発見し、修正データを再度送信した場合



1回目のデータで審査・支払いされるため、2回目に送信したデータは重複で返戻となります。
(エラーコード:EC01)

対策:1日～10日の請求期間内は請求ソフトから当月送信したデータの取下げを行なえます。

1回目のデータを差替えたい場合、送信したデータを簡易入力システム又は
取込送信システムにて取下げ後、2回目のデータを送信してください。

(取下げ方法は次ページ参照)

◆請求データの取下げ方法

①簡易入力システムでの取下げ方法

障害児支援 電子請求受付システム（簡易入力） - 通常メニュー

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

① 詳細メニューへ

基本情報保守

基本情報設定

請求情報入力

サービス提供実績記録票入力

請求明細書入力

障害児相談支援給付費請求書入力

利用者負担上限額管理結果票入力

請求情報作成

請求情報作成

請求情報送信

請求情報送信履歴

請求情報送信履歴

初めて使用する場合

基本情報保守 から請求情報の入力に必要な基本情報の入力を行います。基本情報の入力後、請求情報入力 から請求情報の入力を行います。

請求情報入力 以降は矢印の順に操作を行います。

帳票印刷 はプリンタが設定されている場合のみ利用できます。

障害福祉サービス 電子請求受付システム（簡易入力） - 詳細メニュー

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

通常メニューへ

新着情報

お知らせ情報

最新バージョン 電子請求受付システムに接続できないため、最新バージョンが取得できません。

お知らせ 電子請求受付システムに接続できないため、新着のお知らせ情報が取得できません。

☒ 自動的に電子請求受付システムから新着情報を取得する。 最終取得日時 -

基本情報設定 請求状況管理 ユーティリティ

請求年月 平成 24 年 7 月

請求内容管理

請求情報	登録済 未登録	自動作成	取下げ	登録済	送信待ち	送信済
相談支援給付費請求書等	0件		0件	0件	0件	0件
利用者負担上限額管理結果票	0件		0件	0件	0件	0件

請求情報作成

請求情報作成

請求年月「平成24年07月」の請求情報が未作成です。

最終作成日 -

帳票印刷

帳票印刷

請求年月「平成24年07月」の印刷できる請求情報がありません。

最終印刷日 -

送信内容確認

送信内容確認

請求年月「平成24年07月」の請求情報は送信されていません。

最終送信日 -

ログアウト

障害福祉サービス 電子請求受付システム（簡易入力） - 送信内容確認

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

③ 請求年月 平成24年05月 請求先 ○○○ 最終取得日時 平成24年05月05日 ④ 最新情報更新 戻る

送信内容一覧

請求年月日	作成/送信日時	作成/送信結果	請求状況	請求書・明細書	上限額管理票	実績記録票	到達番号
平成24年05月05日	平成24年05月05日 10:00:00	正常到達	到達	1件		1件	131111201205000501

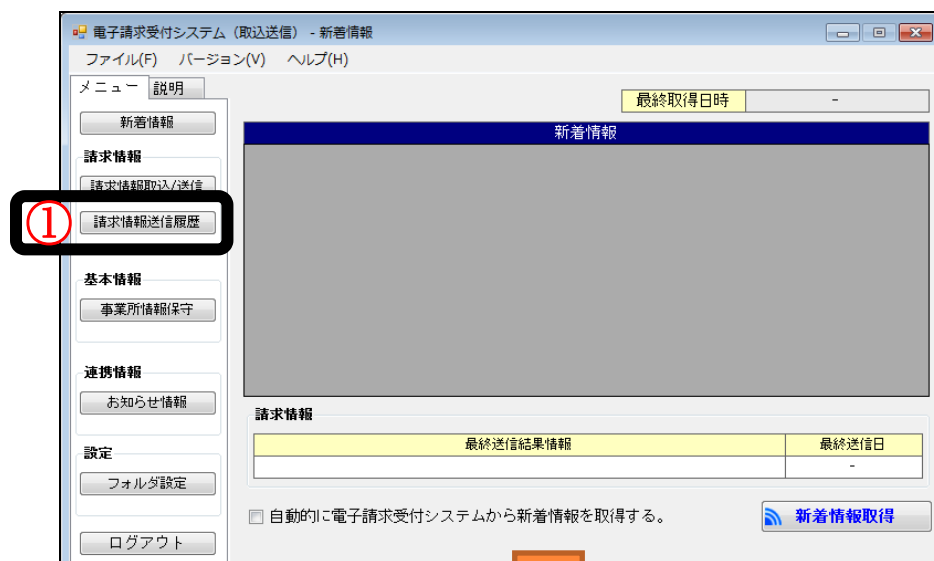
請求情報送信 到達結果確認 ⑥ 取下げ

送信内容詳細

市町村 受給者

取下げたい
データを選択

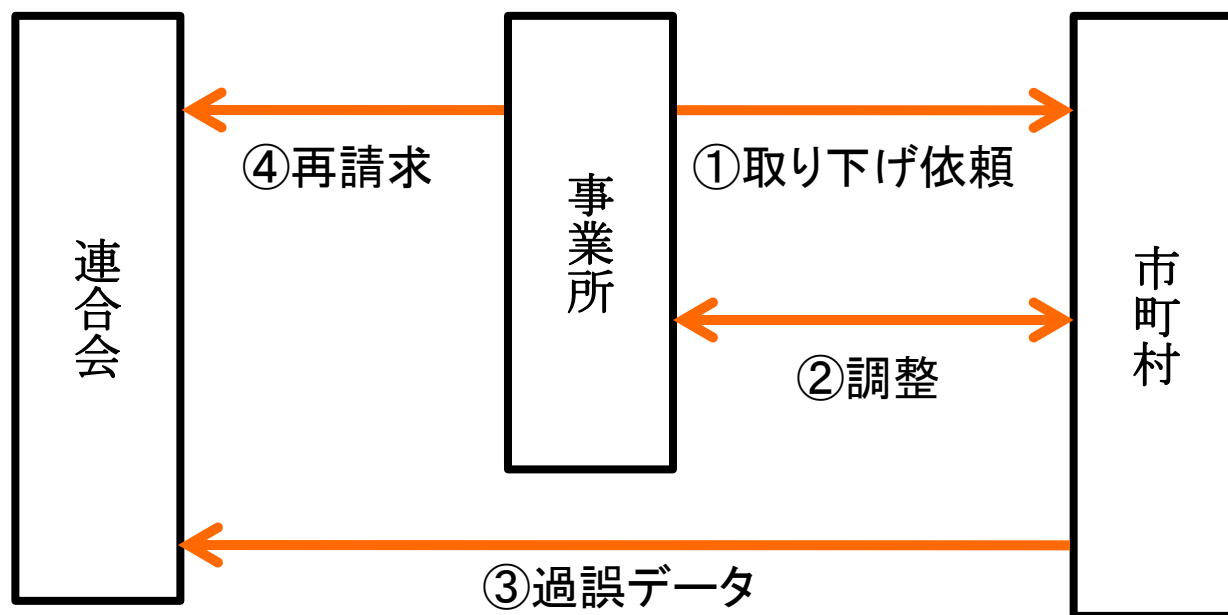
②取込送信システムでの取下げ方法



取下げたい
データを選択

4. 取り下げ依頼(過誤申立)について

支払い済データを修正したい場合は、市町村に取り下げ依頼(過誤申立)をしてください。市町村と調整が取れた月に修正データを再請求してください。



・ただし、取り下げ依頼(過誤申立)をしなかった場合、又は市町村と調整がとれなかった場合は再請求しても返戻となります。(エラーコード:ED01)

26 予第 1033 号
平成 27 年 3 月 17 日

管理権原者 様

岡崎市消防長

社会福祉施設における消防法施行令の一部改正について（通知）

早春の候 貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
平素、予防行政につきましては、格別な御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

最近、社会福祉施設の形態が複雑・多様化により、自力で避難することが困難な要介護者の入居・宿泊が常態化している施設や福祉関係法令に位置付けられていないもので社会福祉施設等と同等なサービスを提供する施設があることから、消防法上の位置付けを明確にするため、消防法施行令の一部が改正されます。

下記事項に該当する施設にありましては、防火対象物の用途区分及び消防用設備等の設置基準が改正されますので、消防本部予防課へ事前に御相談いただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正点

(1) 防火対象物の用途区分の見直し

ア 宿泊付デイサービス

複数の要介護者を随時若しくは継続的に宿泊させるサービスを提供している施設が該当し、消防法施行令別表第一（6）項ハから（6）項ロへ変更となります。（複数とは2人以上、随時とは依頼時にはいつでも対応可能、継続的にとは月に5日間以上とします。）

例 宿泊者が一人の場合又は複数の要介護者が月に4日までの宿泊であれば（6）項ハの判定となります。

イ 有料老人ホーム等

避難が困難な要介護者を主として入居させる施設が該当し、要介護度3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上である場合は（6）項ロと判定されます。

よって、現状で（6）項ロと用途判定されている事業所については、要介護

状態区分が3以上の者の割合を施設全体の定員の半数未満に限定できる場合
にあつては、(6)項ハとなります。

ウ 障害者グループホーム等

避難が困難な障害者等を主として入所させる施設が該当し、障害支援区分4
上の者の割合が、施設利用者の8割を超える場合は(6)項ロと判定されます。

よって、現状で(6)項ロと用途判定されている事業所についても、上記に
該当しない場合は(6)項ハとなります。

(2) 消防用設備等に関する事項の見直し

ア スプリンクラー設備の設置基準の見直し

施設の用途が(6)項ロと判定された場合、延べ面積275㎡未満の施設につ
いても、スプリンクラー設備を設置する必要があります。

また、他にも乳児院及び障害児入所施設等も(6)項ロと判定されるためス
プリンクラー設備が必要となります。

ただし、延べ面積や構造等により、スプリンクラー設備が免除となる場合が
あります。詳細は別添1を御参照ください。

イ 自動火災報知設備の設置基準の見直し

施設の用途が(6)項ハと判定され、かつ利用者を入居させ又は宿泊させる
もので、延べ面積300㎡未満の施設についても、自動火災報知設備を設置する
必要があります。

ただし、延べ面積300㎡未満で現に住宅用防災警報器が設置してある場合は、
自動火災報知設備が免除となる場合があります。詳細は別添2を御参照くださ
い。

ウ 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

施設の用途が(6)項ロと判定された施設に設ける消防機関へ通報する火災
報知設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動する必要があります。

2 施行期日及び経過措置に関する事項

施行期日は平成27年4月1日ですが、経過措置として平成30年3月31日まで
の3年間の猶予期間があります。その期間中に必要な消防用設備等を設置する又は
宿泊を限定する若しくは入居、入所者の区分に応じた形態に変更する等の措置が必要
となります。

スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直しについて

1 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直しについて

- (1) 改正令により新たにスプリンクラー設備の設置が義務づけられる延べ面積275㎡未満の(6)項口に掲げる社会福祉施設等について、現行の延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設に係る規定を適用することとしたこと。ただし、延べ面積が275㎡未満のものうち、入居者等の居室が避難階のみに存するもので、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第2項第2号の要件を満たすものにあつては、この号に規定する内装制限を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第1項第1号関係）
- (2) 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が100㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定める構造を有するものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第2項関係）
- 一 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたもの
- 二 居室を壁、床等で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた施設で、次のイからホまでの避難が容易な構造を有するもののうち、※入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの
- イ 自動火災報知設備の感知器は、一部の例外を除き、煙感知器を用いること。
- ロ 居室に屋外及び屋内から容易に開放することができる開口部を設けること。
- ハ ロの開口部が道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路等に面していること。
- ニ ロの開口部の形状が、容易に避難することを妨げるものでないこと。
- ホ 居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。
- ※ 下線部分については消防本部へ御相談ください。
- (3) 共同住宅の住戸を令別表第1(6)項口の用途に供する場合において、(6)項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の第1号

から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第3項関係）

- 一 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 二 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
- 三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。
- 四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料としたものであること。
- 五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
- 六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 七 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

自動火災報知設備を設置することを要しない条件について

(6) 項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる防火対象物で、次のアからウまでのすべてに適合するものにあつては、令第32条を適用して、自動火災報知設備を設置しないことを認めて差し支えないものであること。

ア 延べ面積が300㎡未満のものであること。

イ 改正政令の施行の際に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項第2号イ及びロに規定する部分すべてに、現に住宅用防災警報器(連動型であり、かつ、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き煙式であるものに限る。)が設置されているものであること。

ウ 現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限(自動試験機能付きのものについては、機能の異常の表示がされるまでの期間と製造年から10年間のいずれか短い期間とする。)を超えていないものであること。

社会福祉施設の消防用設備等に関わる消防法令改正の概要

もしもの火災から利用者を守る



社会福祉施設の安全と安心のために、

〈改正の趣旨〉

1. 社会福祉施設等の態様の多様化により、自力で避難することが困難な要介護者の入居・宿泊が常態化している施設や、福祉関係法令に位置づけられていないもので社会福祉施設等と同様なサービスを提供する施設があることから、消防法上の位置づけを明確にするため消防法施行令別表第1における用途区分の改正が行われました。
2. 平成25年2月の長崎市認知症高齢者グループホーム火災を契機に、ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）とハード面（建築構造や通報・消火設備など）の対策について検討が行われ、消防用設備等の基準の改正がなされました。
3. 認知症高齢者グループホーム火災の対策検討の中で、障害者施設等の安全対策についても検討がなされ、併せて改正がなされました。

〈改正の概要〉

あなたの施設の消防法上の用途区分は？

改正された用途区分により新しく(6) 項口又は(6) 項八になった施設

A「新旧用途別一覧」による新しい用途区分の消防用設備等の設置基準が適用されます。また、改正された用途別の新しい基準が適用されます。

主な消防用設備等の設置基準は、**F**で確認してください。

改正前から(6) 項口に該当する施設

スプリンクラー設備及び火災通報装置の基準が改正されました。

原則として面積に関係なく、スプリンクラー設備の設置が必要となります。

火災通報装置を自動火災報知設備と連動して起動させることが必要となります。

詳しくは、**C**で確認してください。

改正前から(6) 項八に該当する施設

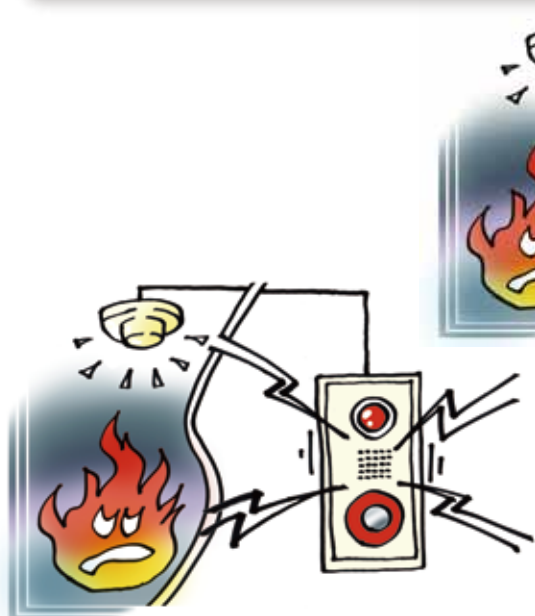
自動火災報知設備の基準が改正されました。

利用者を入居又は宿泊させる施設の場合、面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要となります。

詳しくは、**D**で確認してください。

消防用設備等の基準の改正が行われました。

〈改正対象の主な設備〉



自動火災報知設備



自動火災報知設備の作動と
連動した火災通報装置



スプリンクラー設備

〈施行スケジュール〉

新築はH27.4/1～全て適用

施行日及び既存施設の経過措置	
施行日	
▼H27.4/1	▼H28.3/31
▼H29.3/31	▼H30.3/31
平成25年3月改正 (6)項口、ハの用途区分の見直し	★
消火器、漏電火災警報器、誘導灯	→
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備、 火災通報装置、非常警報設備、避難器具	→
平成25年12月改正 (6)項口、ハの消防用設備等の設置強化	★
スプリンクラー設備の設置の見直し (6) 項口の施設で面積に関係なく (一部施設は275㎡以上)	→
火災通報装置の起動方法の見直し (6) 項口の施設の装置は自動火災報知 設備の作動と連動して起動	→
自動火災報知設備の設置の見直し (6) 項ハ(入居施設等に限る)で面積に 関係なく	→

A 新旧用途別一覧(平成27年4月1日施行)

旧 平成27年3月末まで	新 平成27年4月1日から
(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)	
老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム(一部) 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 救護施設 乳児院 障害児入所施設 障害者支援施設(一部) 短期入所を行う施設(一部) 共同生活介護を行う施設(一部)	 (1) (高齢者施設) 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム※1 有料老人ホーム※1 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 その他これらに類するもの※2 (2) (生活保護者施設) 救護施設 (3) (児童施設) 乳児院 (4) (障害児施設) 障害児入所施設 (5) (障害者施設) 障害者支援施設※3 短期入所を行う施設又は 共同生活援助を行う施設※3(「短期入所等施設」)
(6) 項ハ (老人福祉施設、児童養護施設等)	
老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム(一部) 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 更生施設 助産施設 保育所 児童養護施設 障害児入所施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 身体障害者福祉センター 障害者支援施設(一部) 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者のための)生活介護、短期入所、 共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、共同生活援助を行う施設(一部)	 (1) (高齢者施設) 老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム※4 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム※4 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※4 その他これらに類するもの※5 (2) (生活保護者施設) 更生施設 (3) (児童施設) 助産施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童養護施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 一時預かり事業を行う施設 家庭的保育事業を行う施設 その他これらに類するもの※6 (4) (障害児施設) 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 (5) (障害者施設) 身体障害者福祉センター 障害者支援施設※7 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援若しくは 共同生活援助を行う施設※8

(注) 新しく用途区分が追加・変更された施設を赤字で記載しています。

B 用途変更に係る留意事項

(6) 項口関係

※1 避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるもの ⇒（規則5条3項）

- ・「避難が困難な要介護者を主として入居させる」とは、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」を対象とし、その入居者が、施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断する。
- ・「避難が困難な要介護者を主として宿泊させる」とは、宿泊業務が常態化し、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」の割合が、当該施設の宿泊利用者全体の半数以上であることを目安として判断する。（⇒H26.3 消防予第81号）

※2 (6) 項口 (1) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条4項）

避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。

※3 避難が困難な障害者を主として入所させるもの ⇒（規則5条5項）

- ・「避難が困難な障害者等」とは、「障害者総合支援法の障害支援区分が4～6の者」を対象とし、定員の概ね8割を超えることを目安とし判断する。（⇒H26.3 消防予第81号）

(6) 項八関係

※4 (6) 項口 (1)（高齢者施設）に掲げるものを除く。

※5 (6) 項八 (1) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条6項）

老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。

※6 (6) 項八 (3) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条7項）

業として、乳児若しくは幼児を、一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設。

※7 (6) 項口 (5)（障害者施設）に掲げるものを除く。

※8 (6) 項口 (5)（障害者施設）短期入所等施設を除く。

〈主な改正通知等一覧〉

◎用途区分が変更となった改正法令

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（H25.3.27 消防予第120号）

○消防法施行令改正に伴う運用等について

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）
（H25.3.27 消防予第121号）

◎火災を契機として消防用設備等の設置が強化された改正法令

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（H25.12.27 消防予第492号）

○消防法施行令改正に伴う運用等について

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）
（H26.3.14 消防予第81号）

○スプリンクラー設備の設置を要しない構造等の基準

- ・消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（H26.3.26 消防予第101号）

○スプリンクラー設備の設置を要しないこととする特例基準

- ・小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について
（H26.3.28 消防予第105号）

○スプリンクラー設備の設置を緩和する際の避難に関する基準

- ・入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について
（H26.3.28 消防予第110号）

○障害者施設等に係る設置の運用等について

- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（H26.3.28 消防予第118号）

C (6)項ロ「新たに施行される消防用設備等の設置基準」

(スプリンクラー設備・火災通報装置)

設備	対象	改正内容	施行
スプリンクラー設備 令 12条1項	(6) 項ロ (1) 高齢者施設 (3) 児童施設	275㎡未満の施設にも設置が必要	平成 27 年 4 月 1 日 既存の建物は 平成 30 年 3 月 31 日 まで 経過措置期間
	(6) 項ロ (2) 生活保護者施設 (4) 障害児施設 (5) 障害者施設 の防火対象物で、 介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの。	火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造の施設は除かれる。	
火災通報装置 規則 25条3項	(6) 項ロ、 これら施設を含む (16) 項イ	自動火災報知設備と連動して起動する。(「防災センター」に設置されるものは除かれる。)	

「**介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの**」とは、乳児、幼児や障害支援区分4以上の者であって、規則12条の3で規定する認定調査項目(「移乗」等)の6項目のいずれかにおいて、「支援が必要」等に該当する者が、利用者の概ね8割を超える施設をいう。

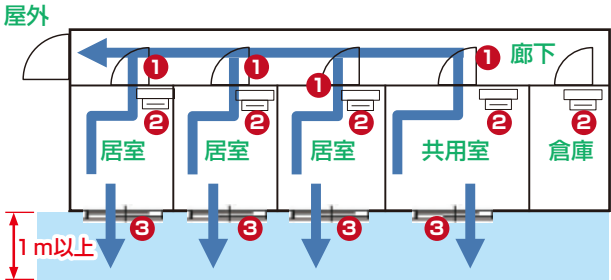
D (6)項ハ「新たに施行される消防用設備等の設置基準」

設備	対象	改正内容	施行
自動火災報知設備 令 21条1項	(6) 項ハ (利用者を入居又は宿泊させる施設に限る。)	300㎡未満の施設にも設置が必要	平成 27 年 4 月 1 日 既存の建物は 平成 30 年 3 月 31 日 まで 経過措置期間

「**入居又は宿泊させる**」とは、施設の利用者が夜間に就寝するもので、入院や入所も含む。(H26.3 消防予第118号)

300㎡未満(特定一階段等防火対象物を除く。)の施設の場合、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能となる。

E スプリンクラー設備の設備を要しない構造

従来の構造	規則 12条 の2 1項1号	延べ面積 1,000 ㎡未満（基準面積） ○防火区画 ・居室を準耐火構造の壁、床で区画 ・区画は 100 ㎡以下かつ 4 以上の居室を含まない。 ○内装制限あり（避難経路は準不燃材料、その他の部分（居室を含む。）は難燃材料） ○扉は防火設備で自動的に閉鎖する。
	規則 12条 の2 1項2号	延べ面積 1,000 ㎡以上（基準面積） ○防火区画 ・居室を耐火構造の壁、床で区画 ・区画は 200 ㎡以下 ○内装制限あり（同上） ○扉は特定防火設備
新たに設けられた構造	規則 12条 の2 2項1号	延べ面積 100 ㎡未満 ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階 I 内装不燃化 ○避難経路を準不燃材料 ○その他の部分を難燃材料 
	規則 12条 の2 2項2号	延べ面積 100 ㎡未満 ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階 II 内装不燃化を要しない - 居室区画（扉は自動閉鎖） - 煙感知器 - 各居室の開口部 ・屋内外から容易に開放 ・幅員 1 m 以上の空地に面する。 ・避難できる大きさ等 2方向避難が確保されている。 - 火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること。  ※ ← は2方向避難の経路
	規則 12条 の2 3項	共同住宅の一部を施設としたもの（他の用途は存しないもの） ○施設部分の延べ面積の合計 275 ㎡未満 ○防火区画 ・施設部分の各住戸を準耐火構造の壁、床で区画（扉は防火設備） ・施設部分の各住戸が 100 ㎡未満 ○住戸内 ・居室および通路に煙感知器 ・避難経路（他の居室を通過しない。） ・居室の通路側扉は自閉式で不燃材料 ○内装制限あり（避難経路は準不燃材料、その他の部分（居室を含む。）は難燃材料）

上記項目に該当しない施設は、スプリンクラー設備の設置が必要です。
設置・免除等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

F 社会福祉施設の主な消防用設備等

(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)	
消火器	全 部
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m ² 以上
スプリンクラー設備	全 部 (一部施設は延べ面積 275 m ² 以上)
自動火災報知設備	全 部
漏電火災警報器	延べ面積 300 m ² 以上
火災通報装置	全 部 (自動火災報知設備と連動して起動)
非常警報設備	収容人員 50 人以上
避難器具	20 人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、 (15)項がある場合は10 人以上)
誘導灯	全 部

改正になった
設置基準

改正になった
設置基準

(6) 項八 (老人福祉施設、児童養護施設等)	
消火器	延べ面積 150 m ² 以上
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m ² 以上
スプリンクラー設備	床面積合計 6,000 m ² 以上
自動火災報知設備	全 部 (入居・宿泊させるもの) 延べ面積300 m ² 以上 (入居・宿泊させるもの以外)
漏電火災警報器	延べ面積 300 m ² 以上
火災通報装置	延べ面積 500 m ² 以上
非常警報設備	収容人員 50 人以上
避難器具	20 人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、 (15)項がある場合は10 人以上)
誘導灯	全 部

改正になった
設置基準

火災通報装置とは、消防機関へ通報する火災報知設備

構造・階数等によって設置基準が異なる場合があります。
設置・免除等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

お問合せ先

岡崎市消防本部 予防課予防班

電話 0564-21-9859

平成26年度障がい福祉サービス事業者等実地指導の実施結果

事業所数	185 事業所
実地指導実施数	98 事業所

※事業所数は平成25年度末までに指定を受けたものの合計数。実地指導実施数は新規事業所8、指定地域生活支援事業15を含めた実施数で計算を行った。

改善指導状況		文書指導	口頭指導
1 基本方針		0	0
2 人員に関する基準	人員基準	3	9
	職員の雇用契約	2	34
	職員の資格証の保管	0	1
	就業規則	0	0
	嘱託医の勤務	1	0
3 設備に関する基準		0	0
4 運営に関する基準	運営規程	0	34
	重要事項説明書、契約書	11	81
	契約書の期限切れ	0	0
	フェイスシート・アセスメントシート 個別支援計画・モニタリング	15	46
	サービス提供記録	3	33
	受給者証	0	1
	代理受領額通知書等	13	24
	工賃の支払・賃金	7	2
	身体拘束	0	0
	事故防止マニュアル・緊急連絡網	0	0
	苦情・事故の記録	2	16
	避難訓練	1	3
	利用者の実習・受入れ先の確保	0	1
	前年度の利用者の把握	0	0
5 多機能型に関する特例		0	0
6 変更の届出等		0	8
7 給付費の算定及び取扱	サービス費	3	6
	各種加算	12	10
8 その他		6	17
計		79	326
指摘事業所数		44	87
指摘事業所数／実地指導実施数		44.9%	88.8%

実地指導における改善指導事項について(運営)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援

「通所系」…療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型

「入所系」…短期入所、障がい者支援施設

「住居系」…共同生活援助

「相談系」…地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援

No	項目	注意点	サービス
1	常勤の要件等	・「常勤者が勤務すべき時間数」とは、就業規則で定める勤務時間をいい、通常は営業時間と一致している。 ・サービス管理責任者など、常勤でなければならない職種にも関わらず、常勤要件を満たしていない者がみられるので、常勤要件のある従業者については、改めて確認すること。	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
2	従業者の配置基準	・毎年度、前年度の利用者平均値に対して、常勤換算上必要な従業者を配置すること。 ・「前年度の利用者平均値」とは、前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数のことである。	通所系 入所系 住居系 (短期入所の一部時間帯を除く)
3	従業者変更に伴う届出	【従業者変更で届出が必要な場合】 管理者 サービス提供責任者 サービス管理責任者 相談支援専門員 運営規程に定める従業者の数 ・「運営規程に定める従業者の数」とは、「生活支援員2名」のような記載をいい、2名→3名になった場合には変更届が必要となる。 ・兼務職員の勤務時間の合計が、常勤が勤務する時間を超えるといった不整合がないよう、変更時には注意すること。	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
4	重要事項説明書 サービス利用契約書	・記載誤りとして 「契約者氏名や印、説明者氏名の記載漏れ」 「利用者負担上限額の誤り」 「苦情受付先として (愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会(新住所:名古屋市東区白壁1丁目50番地 愛知県社会福祉会館内) 052-212-5515) (岡崎市福祉部障がい福祉課審査給付班 0564-23-6853) が記載されていない」 などがある。 ・重要事項説明書及びサービス利用契約書は利用者に渡すこと。 ・サービス利用契約書の契約期間が切れているものが見受けられたので、注意すること。	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
5	フェースシート アセスメントシート	・居宅介護計画、個別支援計画の作成に当たっては、アセスメントを行い、その記録を残しておくこと。	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
6	居宅介護計画	・援助の方向性や目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程を記載すること。 ・サービス利用開始前までに作成すること。 ・居宅介護計画は利用者に渡すこと。	訪問系

No	項目	注意点	サービス
7	個別支援計画	・利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項を記載すること。 ・サービス担当者会議の記録を残しておくこと。 ・サービス利用開始前までに作成すること。 ・個別支援計画は利用者へ渡すこと。	通所系 入所系 住居系
8	モニタリング記録 個別支援計画の見直し	・個別支援計画の作成後、モニタリングを行うとともに、定期的にモニタリングの結果を記録すること。 ・6月（自立訓練（機能訓練・生活訓練）と就労移行支援は3月）に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。	通所系 入所系 住居系
9	利用者負担額	・原則1割負担なので、無料だと誤解を招くことがないようにパンフレット等の記載に注意すること。 ・利用者負担額を事業所が肩代わりすることはできないので注意すること。	訪問系 通所系 入所系 住居系
10	サービス提供の記録	・サービス提供実績記録票に利用者確認印がないことがあるので、利用者確認印をもらい、保管しておくこと。 ・サービス提供を行った場合は、その提供日、内容等をサービス提供の都度記録すること。	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
11	契約内容報告書	・利用者と新規契約、契約解除を行った際には、市に契約内容報告書を提出すること。 ・他市町村の利用者に対しては、当該市町村へ契約内容報告書を提出すること。	訪問系 通所系 入所系 住居系
12	掲示物について	・事故発生時の対応、秘密保持、個人情報の保護、苦情相談の窓口等の重要事項を掲示すること。	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
13	工賃	・作業収益の額、必要経費の額、工賃支払の額が明確にわかるように管理しておくこと。 ・作業収益と給付費は明確に分けて管理すること。 ・工賃規程を作成することが望ましい。 ・利用者間で工賃の時間給に差を付ける場合は作業内容又は出来高によるもののみに限ること。	生活介護 就労移行 就労B
14	代理受領通知	・給付費が振り込まれた後に利用者に交付すること。	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系
15	その他	・勤務表が作成されていなかったため、実績で作成すること。 ・従業員との間で、秘密保持に関し、必要な措置をとること。	訪問系 通所系 入所系 住居系 相談系

※「基準省令及び解釈通知等の内容」欄は「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）、「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）及び「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）の各省令とそれぞれに対応する厚生労働省の通知等の内容に基づき作成しています。

実地指導における改善指導事項について(給付費)

サービス欄の表記は特に明記がない限り、以下のとおりとします。

「訪問系」…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援

「通所系」…療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型

「入所系」…短期入所、障がい者支援施設

「住居系」…共同生活援助

「相談系」…地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援

No	項目	注意点	サービス
1	特定事業所加算	・「計画的な研修実施」として、具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画作成とその実施をすること。 ・「定期健康診断の実施」として、すべてのヘルパーを対象に、少なくとも1年に1回、事業者の費用負担で健康診断を実施すること。 ・サービスの種類ごとに要件を算定し、加算の届を行うこと。 ・最低でも、3か月の実績がないと算定できないこと。	訪問系
2	初回加算	・サービス提供責任者が、訪問に同行した場合、その旨を記録すること。	訪問系
3	緊急時対応加算	・要請のあった時間、要請の内容、サービス提供をした時間を記録すること。	訪問系
4	送迎加算	・1回の送迎につき、月平均3人以上が利用する場合に算定できること。	通所系 (療養介護は除く) 短期入所
5	欠席時対応加算	・利用者の状況、相談援助の内容を詳細に記録すること。	通所系 (療養介護は除く)
6	施設外就労加算	・施設外就労を行うユニットを組み、報酬算定上必要とされる数の従業員が同行すること。 ・月2日以上は、事業所内においてモニタリングを実施すること。	就労A・B
7	帰宅時支援加算	・利用者の居宅等における生活状況等を詳細に記録すること。	住居系
8	福祉専門職員配置等加算	・人員配置の変更により、要件を満たさなくなってしまう場合があるので注意すること。	通所系 住居系

※「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号)に基づき作成しています。

法施行後、3年を目途とした見直し

1 法で示されている検討事項

- ・ 常時介護を要する障がい者等に対する支援、障がい者等の移動の支援、障がい者の就労の支援その他障がい福祉サービスの在り方
- ・ 障がい支援区分の認定を含めた支給決定のあり方
- ・ 障がい者への意思決定支援の在り方、障がい福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ・ 意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対する支援の在り方
- ・ 精神障がい者及び高齢の障がい者に対する支援の在り方

2 現状と今後（国）

- ・ 昨年12月 論点整理のためのワーキンググループ開催（4月を目途）
- ・ 秋から冬 社会保障審議会障害者部会で検討
- ・ H28.4～ 検討結果による制度改正等対応

平成27年度障がい福祉サービス費等報酬改定

1 平成27年度報酬改定の概要

- ・ 全体の改定率は±0%
- ・ ポイントは「福祉・介護職員の処遇改善」、「障がい児・者の地域移行・地域生活の支援」、「サービスの適正な実施」
- ・ 具体的な見直し内容は（資料）のとおり

2 今後の予定

- ・ 3月下旬 国から関係通知、Q&Aの発出
- ・ 4月1日 報酬改定
- ・ 4月 新規等加算の届出
- ・ 5月1日～10日 改定後の報酬による4月利用分国保連請求

3 施設入所者への補足給付の見直しについて

- ・ 基準費用額 58,000円→53,500円（改定期日は4月1日）
- ・ 本改定による受給者証の発行は行わず、4月中に各施設へ該当者の新補足給付額の一覧を送付予定。5月の請求（4月提供分）では新補足給付額で算定する

4 地域区分について

- ・ 障がい福祉サービス
見直しは行わない
H27年度：6級地（3%）
- ・ 児童サービス
7級地（3%）→6級地（6%）へ段階的に移行
H27年度：11級地（4%）

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 骨子版

平成27年2月12日

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

1 福祉・介護職員の処遇改善

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設。
- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

2 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。
- 個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

3 サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、サービスの適正実施等の観点からの所要の見直し。

【参考】

大臣折衝事項(平成27年1月11日)【抄】

平成27年度障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の改定率は±0%とすること。

サービス毎の障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の設定においては、月額＋1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充(＋1.78%)を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応する。また、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

なお、次回の障害福祉サービス等料金改定(障害福祉サービス等報酬改定)に向けては、「障害福祉サービス等経営実態調査」の客体数を十分に確保するとともに、サービス毎の収支差その他経営実態について、より客観性・透明性の高い手法により、地域・規模別の状況も含め網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「障害福祉サービス等経営実態調査」において確実に反映させる。また、地方自治体の協力を得ること等を通じ、より具体的な現場の経営実態を把握する。その上で、次回の改定においては、これらにより把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

【障害福祉サービス等の収支差率】

	H26年度	H23年度
全体	9.6%	9.7%
障害者サービス	9.7%	新体系 12.2%
		旧体系 7.6%
障害児サービス	9.1%	5.0%

【賃金・物価の動向】

	H24年度	H25年度	H26年度 (4月～10月の平均)	累積
賃金	▲0.3%	▲0.2%	0.4%	▲0.1%
物価	▲0.3%	0.9%	3.4%*	4.0%

* 消費税率引上げ(5%→8%)に伴う影響分については、H26年4月の報酬改定で反映済み(改定率0.69%相当)。

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の概要

共通事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設。

【新設する加算の算定要件】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、次の要件を満たすこと。

＜キャリアパス要件＞

以下の要件をいずれも満たすこと。

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

＜定量的要件＞

賃金改善以外の処遇改善の取組について、平成27年4月以降新たな取組を実施すること

※ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢに係る算定要件はこれまでと同様。

福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設。

＜生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合＞

常勤の生活支援員等のうち、

社会福祉士等の割合が25%以上： 10単位／日



社会福祉士等の割合が35%以上： 15単位／日（新設）

社会福祉士等の割合が25%以上： 10単位／日

3

食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長。
- 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し。

＜生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合＞

食事提供体制加算 42単位／日 → 30単位／日

栄養マネジメント加算の見直し

- 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止。
- 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ。

＜施設入所支援、福祉型障害児入所施設＞

栄養マネジメント加算 10単位／日 → 12単位／日

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大。

送迎加算の見直し

- 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止。
- 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設。

【現行】

送迎加算 27単位／回

- ① 1回平均10人以上が利用
- ② 週3回以上の送迎
- ③ 都道府県知事が必要と認めていた基準



【見直し後】

送迎加算Ⅰ 27単位／回

現行要件の①かつ②を満たすこと

送迎加算Ⅱ 13単位／回(新設)

現行要件の①又は②のどちらかを満たすこと

- 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加。

基準該当サービスの対象拡大

- 介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について、新たに基準該当サービスの対象に追加。(報酬単位については、小規模多機能型居宅介護の場合と同一。)

※ 該当サービス:基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービス

サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

○ サービス管理責任者

- ・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。
- ・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、3年間の経過措置を設けた上で廃止。

○ 児童発達支援管理責任者

- ・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。
※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。
- ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

物価動向の反映

- 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬を見直し。

地域区分の見直し

- 国家公務員の地域手当の区分が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分を見直し。

※ 上乗せ割合については、平成27年度から29年度にかけて段階的に引き上げ(下げ)を行い、30年度から完全施行。

個別サービスの主な改定事項

※ 単位数の記載は例示。
※ 新設の加算は仮称。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスにおける共通的事項(居宅介護、同行援護及び行動援護)

○ 特定事業所加算(Ⅳ)【新設】 → 所定単位数の5%を加算

中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価。

○ サービス提供責任者の配置基準の見直し

利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和。

居宅介護

○ 基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直し。

○ 福祉専門職員等連携加算【新設】 → 564単位／回(サービス初日から起算して90日間で3回を限度)

精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。

重度訪問介護

○ 重度障害者への支援の充実

重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実。

【現行】

障害支援区分6の場合

100分の7.5に相当する単位数を
所定単位数に加算



【見直し後】

障害支援区分6の場合

100分の8.5に相当する単位数を
所定単位数に加算

6

- 行動障害支援連携加算【新設】 → 584単位／回（サービス初日から起算して30日間で1回を限度）
サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止し、新たに実務経験（重度訪問介護従業者として6,000時間以上）規定を設定。

行動援護

- 行動障害支援指導連携加算【新設】 → 273単位／回（重度訪問介護移行日が属する月に1回を限度）
支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。
- 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】 → 所定単位数の5%を減算
支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算を創設。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し
行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては現行の30%減算の規定を廃止。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止。

2. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

療養介護

- 基本報酬の見直し
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。（見直しに際しては、小規模事業所に配慮）

○ 基本報酬の見直し

支援内容に応じた評価を行うため、看護職員の配置について一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、事業所規模等に配慮)

○ 開所時間減算の見直し

現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算



【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

○ 常勤看護職員等配置加算【新設】 → 利用定員が20人以下の場合 28単位／日

看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価。

○ 重度障害者支援加算の見直し

夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価。

【現行】

重度障害者支援加算(Ⅱ) 10単位／日～735単位／日
人員配置体制加算の算定状況や支援区分等を踏まえ算定

※ 加算算定開始から90日以内の期間について
700単位／日を加算



【見直し後】

重度障害者支援加算(Ⅱ)

① 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合(体制加算) 7単位／日

② 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合(個人加算) 180単位／日

※ 加算算定開始から90日以内の期間で、個別の支援を行った日について700単位／日を加算

※ 従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をすることで、研修を受けた職員以外の配置でも算定を可能とする。

○ 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価に重点化。

【現行】

緊急短期入所体制確保加算

(算定要件)

- ・利用定員の5/100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90/100以上
- ・連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない



【見直し後】

緊急短期入所体制確保加算

(算定要件)

- ・利用定員の5/100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90/100以上

【現行】

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 60単位/日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 90単位/日

(算定要件)

- ・緊急短期入所体制確保加算を算定
- ・介護者が急病等の場合(7日又は14日を限度として算定)
- ・連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない



【見直し後】

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位/日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位/日

(算定要件)

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して算定。

○ 医療連携体制加算の見直し

医療連携体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、現行の加算単位を引上げ。

【現行】

医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位/日

医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位/日



【見直し後】

医療連携体制加算(Ⅰ) 600単位/日

医療連携体制加算(Ⅱ) 300単位/日

○ 重度障害者支援加算の見直し

強度行動障害を有する者への支援を強化するため、現行の重度障害者支援加算に追加して加算。

【現行】

重度障害者支援加算

50単位／日

(算定要件)

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供



【見直し後】

重度障害者支援加算

50単位／日

(算定要件)

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供

※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者による支援の場合、強度行動障害を有する者に対して10単位を加算

○ 単独型加算の見直し

単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)で、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に、現行の単独型加算(320単位／日)に追加して加算(100単位／日)。

3. 共同生活援助・自立訓練

共同生活援助

○ 基本報酬の充実

重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実。

○ 夜間支援等体制加算の見直し

夜間における少人数の利用者に対する支援を適切に評価するため、夜間支援等体制加算(Ⅰ)において1人の支援者が3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。

【現行】

夜間支援等体制加算(Ⅰ)

夜間支援対象利用者が4人以下

336単位／日

※ 月単位で算定



【見直し後】

夜間支援等体制加算(Ⅰ)

夜間支援対象利用者が2人以下

672単位／日

夜間支援対象利用者が3人

448単位／日

夜間支援対象利用者が4人

336単位／日

※ 日単位で算定

10

○ 重度障害者支援加算の見直し

重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、算定要件等を見直し。

【現行】

重度障害者支援加算 45単位／日

(算定要件)

- ・重度の障害者が2人以上いる事業所であること
- ・生活支援員を加配していること
- ・事業所の全ての利用者について算定する



【見直し後】

重度障害者支援加算 360単位／日

(算定要件)

- ・重度の障害者が1人以上いる事業所であること
- ・生活支援員を加配していること
- ・サービス管理責任者等のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践)等を受講していること等。ただし経過措置期間を設け、当該期間中は要件を緩和する
- ・事業所の重度障害者についてのみ算定する

○ 日中支援加算の見直し

日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者への支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大。

現行において算定対象となっている、生活介護、自立訓練等の日中活動に加え、新たに介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアについても算定対象に追加。

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

平成27年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

○ 基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費(Ⅱ)、生活訓練サービス費(Ⅱ)の基本報酬を見直し。

○ 機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サービス費(Ⅱ)の算定要件の見直し

通所による自立訓練の利用者だけでなく、訪問による訓練のみの利用者についても、自立訓練の利用が可能となるよう、算定要件を見直し。

○ 生活訓練サービス費(Ⅱ)の利用期間の緩和

【現行】

(算定要件)

訪問開始日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を上限として算定することができる

【見直し後】

(算定要件)

訪問開始日から起算して180日間ごとに50回を上限として算定することができる

宿泊型自立訓練

○ 夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることを踏まえ、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直しを実施。(名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更)

【現行】 ※同一日の併算定が可

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ) 12単位/日

夜間に防災体制を確保した場合に算定

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) 10単位/日

夜間に常時連絡体制を確保した場合に算定

【見直し後】 ※同一日の併算定は不可

夜間支援等体制加算(Ⅰ) 46～448単位/日

夜間に夜勤を配置した場合に利用者数に応じて算定

夜間支援等体制加算(Ⅱ) 15～149単位/日

夜間に宿直を配置した場合に利用者数に応じて算定

夜間支援等体制加算(Ⅲ) 10単位/日

夜間に防災体制又は常時連絡体制を確保した場合に算定

○ 日中支援加算の見直し → 「共同生活援助」を参照

4. 就労系サービス

就労移行支援

○ 就労定着支援体制加算【新設】

一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労定着実績には含まない。

- ・就労継続期間が6月以上12月未満の利用者の場合
- ・就労継続期間が12月以上24月未満の利用者の場合
- ・就労継続期間が24月以上36月未満の利用者の場合

利用定員に占める割合に応じて、29～146単位／日を算定
 利用定員に占める割合に応じて、25～125単位／日を算定
 利用定員に占める割合に応じて、21～105単位／日を算定

○ 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

一般就労移行後の就労定着実績がない事業所の減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労移行実績及び就労定着実績には含まない。

【現行】

- ・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の85%を算定
- ・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定



【見直し後】

- ・過去2年間就労移行者が0の場合 所定単位数の85%を算定
- ・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定
- ・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の50%を算定

○ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し

多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和。

【現行】

移行準備支援体制加算(Ⅱ)
 (算定要件)

就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。



【見直し後】

移行準備支援体制加算(Ⅱ)
 (算定要件)

就労支援単位ごとに実施すること。

※ 1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

就労継続支援A型

○ 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し

短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し(平成27年10月施行)。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

事業所における雇用契約を締結している利用者の平均利用時間(1日当たり)に応じて、所定単位数の30%～90%を算定する。

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算(Ⅲ)を廃止。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

就労継続支援B型

○ 目標工賃達成加算の見直し

工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成加算

- ・目標工賃達成加算(Ⅰ) 49単位/日
(算定要件)

- ①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/3以上
- ②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ③工賃向上計画を作成していること

- ・目標工賃達成加算(Ⅱ) 22単位/日
(算定要件)

- ①前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均の80/100以上
- ②工賃向上計画を作成していること



【見直し後】

目標工賃達成加算

- ・目標工賃達成加算(Ⅰ) 69単位/日(新設)
(算定要件)

- ①前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上
- ②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/2以上
- ③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ④工賃向上計画を作成していること

- ・目標工賃達成加算(Ⅱ) 59単位/日

- ・目標工賃達成加算(Ⅲ) 32単位/日

(算定要件)

現行の算定要件に、上記の①の要件を追加

○ 目標工賃達成指導員配置加算の見直し

工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成指導員配置加算

・利用定員20人以下の場合 81単位／日
(算定要件)

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること



【見直し後】

目標工賃達成指導員配置加算

・利用定員20人以下の場合 89単位／日
(算定要件)

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

- 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止 → 就労継続支援A型の「重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止」を参照。
- 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

5. 相談支援・地域相談支援

計画相談支援・障害児相談支援

○ 特定事業所加算【新設】 → 300単位／月

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

○ 初回加算【新設】 → 500単位／月(障害児相談支援のみ)

保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価。

○ モニタリングの実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施。

地域移行支援

- 初回加算【新設】 → 500単位／月
サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担を評価。
- 障害福祉サービスの体験利用加算の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用が行えるよう、利用期間の制限を廃止。（支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止）
- 体験宿泊加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に体験宿泊が行えるよう、利用期間の制限を廃止。（支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止）

6. 障害児支援

障害児通所支援

- 基本報酬の見直し（児童発達支援（センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く））
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）【新設】（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合を評価。
 - ◆児童発達支援（センター及び主に重症児を通わせる事業所を除く） 定員区分に応じて、6～12単位／日を算定
 - ◆放課後等デイサービス（主に重症児を通わせる事業所を除く）で授業終了後に行う場合 定員区分に応じて、4～9単位／日を算定
 - ◆放課後等デイサービス（主に重症児を通わせる事業所を除く）で休業日に行う場合 定員区分に応じて、6～12単位／日を算定

○ 指導員加配加算の見直し(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算を見直し。

【現行】

定員10人以下	193単位／日
定員11人以上20人以下	129単位／日
定員21人以上	77単位／日



【見直し後】

* 児童指導員等を配置している場合

定員10人以下	195単位／日
定員11人以上20人以下	130単位／日
定員21人以上	78単位／日

* 指導員を配置している場合

定員10人以下	183単位／日
定員11人以上20人以下	122単位／日
定員21人以上	73単位／日

○ 家庭連携加算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直し。

【現行】

障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可
算定可能回数 4回／月



【見直し後】

障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能
算定可能回数 2回／月

○ 事業所内相談支援加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として、35単位／回を算定。

○ 関係機関連携加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合を評価。

- ・関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位/回
(算定要件)

障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として算定

- ・関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回
(算定要件)

就学前又は就職前の障害児について、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として算定

○ 延長支援加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する延長支援を行った場合の加算を拡充。

【現行】

延長支援加算

- ・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定



【見直し後】

延長支援加算

障害児(重症児以外)の場合

- ・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定

障害児(重症児)の場合

- ・時間区分に応じて、128～256単位/日を算定

○ 送迎加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する手厚い人員配置体制での送迎を行った場合を評価。

【現行】

送迎加算

片道54単位/回(障害種別に関わらず。ただし、児童発達支援センター及び重症心身障害児を除く。)



【見直し後】

送迎加算

障害児(重症児以外)の場合

片道54単位/回

障害児(重症児)の場合

片道37単位/回

○ 基本報酬等の定員区分の見直し(児童発達支援(センターを除く)及び放課後等デイサービス)

小規模な事業所が重症心身障害児を受け入れた場合、定員設定により収入に大きな乖離を生じる場合があることから、基本報酬の定員区分「6人以上10人以下」を細分化。(児童発達支援管理責任者専任加算についても同様)

【現行】

基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分
「5人」、「6人以上10人以下」、「11人以上」で報酬単位を設定



【見直し後】

基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分
「5人」、「6人」、「7人」、「8人」、「9人」、「10人」、「11人以上」
に細分化して報酬単位を設定

- 保育職員加配加算【新設】(医療型児童発達支援) → 50単位／日
定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合を評価。
※指定発達支援医療機関で実施する場合を除く。
- 訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)【新設】(保育所等訪問支援) → 375単位／日
作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合を評価。
- 保育所等訪問支援の算定要件の見直し
他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問支援の算定を可能とする。
- 特別地域加算【新設】(保育所等訪問支援) → (1日につき) +15／100
過疎地等の離島・山間地域への訪問支援を行った場合を評価。
- 開所時間減算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)
現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算



【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算
開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

障害児入所支援

- 基本報酬の見直し(福祉型障害児入所施設)
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 強度行動障害児支援の強化(福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設)
強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、重度障害児支援加算において、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置した場合の加算を拡充。
また、福祉型障害児入所施設の強度行動障害児特別支援加算の算定要件に、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員の配置を追加する。(従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をもって算定可能とする。)

重度障害児支援加算

福祉型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の報酬単位に、+11単位／日を算定

医療型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の報酬単位に、+11単位／日を算定

○ 有期有目的入所の評価(医療型障害児入所施設)

有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設定。

指定医療型障害児入所施設の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、133～968単位／日を算定

指定発達支援医療機関の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、112～968単位／日を算定

○ 心理担当職員配置加算【新設】(医療型障害児入所施設) → 26単位／日

現行、心理担当職員配置加算がない医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。)においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合を評価。

その他

○ 国庫負担基準の見直し

- ・ 重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定。(訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村の国庫負担基準総額の5%嵩上げ)
- ・ 基本報酬の見直しや加算の創設等の影響についても考慮。

国庫負担基準の平均額 11.9万円→12.5万円(+5.0%)

○ 補足給付の見直し

食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し。

【現行】 基準費用額 58,000円 → 【見直し後】 基準費用額 53,500円

平成27年1月1日から

「障害者総合支援法」の対象となる 疾病が151に拡大されました

平成27年1月1日から「障がい福祉サービス等※¹」の
対象となる疾病が、130から151へ拡大されました。

対象となる方は、障がい者手帳※²をお持ちでなくても、
必要と認められた支援が受けられます。

※1 障がい児・者は、障がい福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障がい児は、障がい児通所支援及び障がい児入所支援も含む)

※2 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳

対象となる方

対象疾病に該当する方（次ページ参照）

手続き



- ◆対象疾病に罹患^{り かん}していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、市役所障がい福祉課にサービスの利用を申請してください。
- ◆障がい支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。
(訓練系・就労系サービス等は障がい支援区分の認定を受ける必要はありません)
- ◆詳しい手続き方法については、下記までお問合せください。

【問合せ先】

岡崎市役所福祉部障がい福祉課審査給付班

電話 23-6853 FAX 25-7650

メールアドレス shogai@city.okazaki.aichi.jp

平成27年 1 月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（151疾病）

1	IgA腎症	52	ゴナドトロピン分泌亢進症	102	TNF受容体関連周期性症候群
2	亜急性硬化性全脳炎	53	混合性結合組織病	103	天疱瘡
3	アジソン病	54	再生不良性貧血	104	特発性拡張型心筋症
4	アミロイドーシス	55	再発性多発軟骨炎	105	特発性間質性肺炎
5	ウルリッヒ病	56	サルコイドーシス	106	特発性基底核石灰化症
6	HTLV－1 関連脊髄症	57	シェーグレン症候群	107	特発性血小板減少性紫斑病
7	ADH分泌異常症	58	CFC症候群	108	特発性血栓症
8	遠位型ミオパチー	59	色素性乾皮症	109	特発性大腿骨頭壊死症
9	黄色靱帯骨化症	60	自己貪食空胞性ミオパチー	110	特発性門脈圧亢進症
10	潰瘍性大腸炎	61	自己免疫性肝炎	111	特発性両側性感音難聴
11	下垂体前葉機能低下症	62	自己免疫性溶血性貧血	112	突発性難聴
12	加齢性黄斑変性症	63	視神経症	113	難治性ネフローゼ症候群
13	肝外門脈閉塞症	64	若年性肺気腫	114	膿疱性乾癬
14	関節リウマチ	65	シャルコー・マリー・トゥース病	115	嚢胞性線維症
15	肝内結石症	66	重症筋無力症	116	パーキンソン病
16	偽性低アルドステロン症	67	シュワルツ・ヤンペル症候群	117	バージャー病
17	偽性副甲状腺機能低下症	68	神経性過食症	118	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
18	球脊髄性筋萎縮症	69	神経性食欲不振症	119	肺動脈性肺高血圧症
19	急速進行性糸球体腎炎	70	神経線維腫症	120	肺胞低換気症候群
20	強皮症	71	神経有棘赤血球症	121	バッド・キアリ症候群
21	巨細胞性動脈炎	72	進行性核上性麻痺	122	ハンチントン病
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	73	進行性骨化性線維形成異常症	123	汎発性特発性骨増殖症
23	ギラン・バレ症候群	74	進行性多巣性白質脳症	124	肥大型心筋症
24	筋萎縮性側索硬化症	75	スティーヴンス・ジョンソン症候群	125	ビタミンD依存症二型
25	クッシング病	76	スモン	126	非典型溶血性尿毒症症候群
26	クリオピリン関連周期熱症候群	77	正常圧水頭症	127	皮膚筋炎／多発性筋炎
27	グルココルチコイド抵抗症	78	成人スチル病	128	びまん性汎細気管支炎
28	クロウ・深瀬症候群	79	成長ホルモン分泌亢進症	129	肥満低換気症候群
29	クローン病	80	脊髄空洞症	130	表皮水疱症
30	結節性硬化症	81	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	131	フィッシャー症候群
31	結節性多発動脈炎	82	脊髄性筋萎縮症	132	封入体筋炎
32	血栓性血小板減少性紫斑病	83	全身型若年性特発性関節炎	133	ブラウ症候群
33	原発性アルドステロン症	84	全身性エリテマトーデス	134	プリオン病
34	原発性硬化性胆管炎	85	先天性QT延長症候群	135	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
35	原発性高脂血症	86	先天性魚鱗癬様紅皮症	136	ベスレムミオパチー
36	原発性側索硬化症	87	先天性筋無力症候群	137	ベーチェット病
37	原発性胆汁性肝硬変	88	先天性副腎低形成症	138	ペルオキシソーム病
38	原発性免疫不全症候群	89	先天性副腎皮質酵素欠損症	139	発作性夜間へモグロビン尿症
39	顕微鏡的多発血管炎	90	大脳皮質基底核変性症	140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
40	硬化性萎縮性苔癬	91	高安動脈炎	141	慢性血栓性肺高血圧症
41	好酸球性筋膜炎	92	多系統萎縮症	142	慢性痔炎
42	好酸球性消化管疾患	93	多発血管炎性肉芽腫症	143	慢性特発性偽性腸閉塞症
43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	94	多発性硬化症／視神経脊髄炎	144	ミトコンドリア病
44	後縦靱帯骨化症	95	多発性嚢胞腎	145	メニエール病
45	甲状腺ホルモン不応症	96	遅発性内リンパ水腫	146	網膜色素変性症
46	拘束型心筋症	97	チャージ症候群	147	もやもや病
47	広範脊柱管狭窄症	98	中毒性表皮壊死症	148	ライソソーム病
48	抗リン脂質抗体症候群	99	腸管神経節細胞減少症	149	ランゲルハンス細胞組織球症
49	コステロ症候群	100	TSH受容体異常症	150	リンパ脈管筋腫症
50	骨髄異形成症候群	101	TSH分泌亢進症	151	ルビンシュタイン・ティビ症候群
51	骨髄線維症				

 新たに対象となる疾病
 対象に変更はないが疾病名が変更されたもの

「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については平成27年 1 月以降は対象外ですが、すでに障がい福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。詳細は、障がい福祉課までお問合せください。

暫定支給決定の取扱いの見直し

1 暫定支給決定の対象サービス

- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型

※暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとする。

2 厚労省の見解

「サービス外の実習をもって暫定支給決定と同等と認められるアセスメントが行われているとは評価できない」

3 「暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメント」事例（案）

以下のパターンについて「暫定支給」の要否の判断基準をあらかじめ決定

- (1) 新規利用者 … 暫定支給あり
- (2) 同一サービス 他事業所 → 当該事業所 … 暫定支給あり
- (3) 他サービス・事業所 → 当該サービス・当該事業所 … 暫定支給あり
- (4) 就労移行支援事業所（養成施設） … 暫定支給なし
- (5) 当該事業所 → 一般就労 → 当該事業所 … 暫定支給なし
- (6) 当該事業所 → 入院 → 当該事業所 … 暫定支給あり
- (7) 当該事業所 → 住居地移転（支給決定市町村の変更） → 当該事業所 … 暫定支給なし
- (8) 他サービス・当該多機能型事業所 → 当該サービス・当該多機能型事業所 … 暫定支給なし

日中活動系サービスの併用について

1 同一種類サービス内での複数事業所利用

<見直し案>

「就労B型」については計画相談支援によるサービス等利用計画（セルフプランは除く）により複数事業所利用の必要性が認められた場合は認める。

（「就労移行」「就労A型」については現行どおり1事業所での利用とする。）

2 複数サービスの併給

<見直し案>

「生活介護と就労系」「就労移行とA型・B型」「A型とB型」については、計画相談支援によるサービス等利用計画（セルフプランは除く）によりサービス間の移行期に必要性が認められた場合は期間限定で認める。

特別支援学校高等部卒業者等に係る就労継続支援B型事業の利用の取扱いについて

現行の取扱い(対象者)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者(平成24年度末までの経過措置)



平成25年4月以降の取扱い

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月31日までの間に限る。)

※ この経過措置により平成25年4月以降に就労継続支援B型の利用を開始した場合、当該支給決定更新時には、相談支援事業所と共に、就労移行支援事業所によるアセスメントを受けることとするので御留意いただきたい。

平成26年12月までの計画相談実績

- ※1 平成26年12月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※2 平成26年12月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。
介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）
- ※3 平成26年度における障害福祉サービス又は地域相談支援支給決定更新（予定）者数
- ※4 平成26年度における障害福祉サービス又は地域相談支援支給決定更新（予定）者数（※3）のうち平成26年12月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数）
- ※5 平成26年12月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※6 平成26年12月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。
- ※7 平成26年度における障害児通所支援支給決定更新（予定）者数
- ※8 平成26年度における障害児通所支援支給決定更新（予定）者数（※7）のうち平成26年12月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分								児童福祉法分							
		障害福祉サービス等受給者数 a（※1）	計画作成済み人数 b（※2）	左のうち セルフプラン等 s	達成率 b/a（%）	セルフ プラン率 s/b(%)	26年度における 支給決定更新 （予定）者数 c（※3）	左のうち 計画作成 済み人数 d（※4）	達成率 d/c（%）	障害児通所 支援受給者数 e（※5）	計画作成 済み人数 f（※6）	左のうち セルフプラン等 p	達成率 f/e（%）	セルフ プラン率 f/p(%)	26年度における 支給決定更新 （予定）者数 g（※7）	左のうち 計画作成 済み人数 h（※8）	達成率 h/g（%）
	（合計）	41,729	35,190	9,094	84.3%	25.8%	34,418	28,813	83.7%	11,663	9,273	3,694	79.5%	39.8%	9,944	7,713	77.6%
1	名古屋市	15,800	14,344	5,116	90.8%	35.7%	12,443	11,419	91.8%	3,172	2,498	1,108	78.8%	44.4%	2,067	1,685	81.5%
2	豊橋市	2,254	2,012	63	89.3%	3.1%	1,778	1,561	87.8%	495	409	90	82.6%	22.0%	472	393	83.3%
3	岡崎市	2,138	1,796	1,087	84.0%	60.5%	1,706	1,438	84.3%	714	677	521	94.8%	77.0%	659	617	93.6%
4	一宮市	2,146	1,984	197	92.5%	9.9%	1,667	1,509	90.5%	837	757	292	90.4%	38.6%	837	757	90.4%
5	瀬戸市	555	381	61	68.6%	16.0%	419	217	51.8%	172	87	57	50.6%	65.5%	159	30	18.9%
6	半田市	723	709	1	98.1%	0.1%	694	688	99.1%	217	209	0	96.3%	0.0%	217	209	96.3%
7	春日井市	1,510	1,462	1,274	96.8%	87.1%	1,510	1,462	96.8%	727	709	686	97.5%	96.8%	727	709	97.5%
8	豊川市	1,058	689	158	65.1%	22.9%	931	562	60.4%	378	221	218	58.5%	98.6%	378	221	58.5%
9	津島市	298	245	0	82.2%	0.0%	52	49	94.2%	111	104	0	93.7%	0.0%	39	34	87.2%
10	碧南市	369	361	1	97.8%	0.3%	313	307	98.1%	78	78	0	100.0%	0.0%	51	51	100.0%
11	刈谷市	665	559	36	84.1%	6.4%	665	559	84.1%	193	139	16	72.0%	11.5%	193	139	72.0%
12	豊田市	1,938	1,005	99	51.9%	9.9%	1,674	974	58.2%	445	287	12	64.5%	4.2%	445	287	64.5%
13	安城市	886	755	1	85.2%	0.1%	589	491	83.4%	311	291	0	93.6%	0.0%	230	211	91.7%
14	西尾市	745	719	2	96.5%	0.3%	751	719	95.7%	192	132	0	68.8%	0.0%	201	132	65.7%
15	蒲郡市	460	399	1	86.7%	0.3%	480	399	83.1%	172	91	80	52.9%	87.9%	185	91	49.2%
16	犬山市	377	348	9	92.3%	2.6%	395	348	88.1%	186	170	22	91.4%	12.9%	179	170	95.0%
17	常滑市	233	188	1	80.7%	0.5%	250	188	75.2%	96	73	0	76.0%	0.0%	100	73	73.0%
18	江南市	509	388	2	76.2%	0.5%	509	388	76.2%	223	146	0	65.5%	0.0%	223	146	65.5%
19	小牧市	780	460	40	59.0%	8.7%	780	460	59.0%	290	161	27	55.5%	16.8%	290	161	55.5%
20	稲沢市	700	565	29	80.7%	5.1%	191	19	9.9%	236	205	9	86.9%	4.4%	85	12	14.1%
21	新城市	298	282	0	94.6%	0.0%	71	61	85.9%	31	19	0	61.3%	0.0%	23	11	47.8%
22	東海市	541	266	4	49.2%	1.5%	411	266	64.7%	162	50	6	30.9%	12.0%	143	49	34.3%
23	大府市	438	270	46	61.6%	17.0%	438	270	61.6%	117	27	6	23.1%	22.2%	117	27	23.1%
24	知多市	384	341	130	88.8%	38.1%	390	341	87.4%	120	118	111	98.3%	94.1%	124	118	95.2%
25	知立市	314	264	4	84.1%	1.5%	298	246	82.6%	96	86	0	89.6%	0.0%	96	86	89.6%
26	尾張旭市	386	273	3	70.7%	1.1%	386	317	82.1%	97	77	0	79.4%	0.0%	97	77	79.4%
27	高浜市	236	213	0	90.3%	0.0%	158	82	51.9%	49	49	0	100.0%	0.0%	30	16	53.3%
28	岩倉市	197	125	77	63.5%	61.6%	115	92	80.0%	62	55	42	88.7%	76.4%	54	48	88.9%
29	豊明市	390	293	97	75.1%	33.1%	390	293	75.1%	91	86	84	94.5%	97.7%	91	86	94.5%
30	日進市	243	147	0	60.5%	0.0%	209	130	62.2%	298	259	0	86.9%	0.0%	232	215	92.7%
31	田原市	336	307	3	91.4%	1.0%	336	307	91.4%	6	6	1	100.0%	16.7%	6	6	100.0%
32	愛西市	401	318	4	79.3%	1.3%	420	318	75.7%	112	78	27	69.6%	34.6%	130	78	60.0%
33	清須市	322	280	57	87.0%	20.4%	282	247	87.6%	99	89	14	89.9%	15.7%	77	67	87.0%
34	北名古屋市	321	315	58	98.1%	18.4%	325	315	96.9%	162	147	19	90.7%	12.9%	165	147	89.1%
35	弥富市	194	136	28	70.1%	20.6%	186	136	73.1%	58	30	24	51.7%	80.0%	58	30	51.7%
36	みよし市	195	178	2	91.3%	1.1%	191	178	93.2%	67	64	0	95.5%	0.0%	66	64	97.0%
37	あま市	500	297	132	59.4%	44.4%	475	273	57.5%	129	80	35	62.0%	43.8%	121	76	62.8%
38	長久手市	192	178	1	92.7%	0.6%	175	161	92.0%	57	57	0	100.0%	0.0%	46	46	100.0%
39	東郷町	137	110	1	80.3%	0.9%	139	110	79.1%	50	28	1	56.0%	3.6%	50	28	56.0%
40	豊山町	54	47	14	87.0%	29.8%	54	47	87.0%	4	4	1	100.0%	25.0%	4	4	100.0%
41	大口町	96	14	0	14.6%	0.0%	36	1	2.8%	63	24	0	38.1%	0.0%	19	4	21.1%
42	扶桑町	154	123	89	79.9%	72.4%	80	12	15.0%	80	77	68	96.3%	88.3%	80	9	11.3%
43	大治町	114	84	25	73.7%	29.8%	96	61	63.5%	28	19	6	67.9%	31.6%	28	14	50.0%
44	蟹江町	155	130	11	83.9%	8.5%	160	140	87.5%	31	29	28	93.5%	96.6%	33	33	100.0%
45	飛島村	18	16	4	88.9%	25.0%	18	16	88.9%	7	7	0	100.0%	0.0%	7	7	100.0%
46	阿久比町	118	103	32	87.3%	31.1%	112	97	86.6%	24	24	0	100.0%	0.0%	24	24	100.0%
47	東浦町	240	238	48	99.2%	20.2%	85	83	97.6%	107	107	47	100.0%	43.9%	83	83	100.0%
48	南知多町	71	66	1	93.0%	1.5%	57	55	96.5%	10	4	0	40.0%	0.0%	10	4	40.0%
49	美浜町	131	83	1	63.4%	1.2%	131	83	63.4%	36	24	0	66.7%	0.0%	36	24	66.7%
50	武豊町	194	150	0	77.3%	0.0%	182	149	81.9%	79	54	15	68.4%	27.8%	69	53	76.8%
51	幸田町	147	114	44	77.6%	38.6%	152	114	75.0%	86	51	21	59.3%	41.2%	88	51	58.0%
52	設楽町	36	35	0	97.2%	0.0%	38	35	92.1%	0	0	0			0	0	
53	東栄町	25	18	0	72.0%	0.0%	18	13	72.2%	0	0	0			0	0	
54	豊根村	7	7	0	100.0%	0.0%	7	7	100.0%	0	0	0			0	0	

計画相談支援の推進について

1 サービス等利用計画書 作成進捗状況

	H27年2月28日現在			H27年3月31日計画		
作成対象者数	2,653			2,700		
計画相談支援	937			1,237		
	内訳	者	754	内訳	者	927
		児	183		児	310
セルフプラン	1,460			1,463		
	内訳	者	1,060	内訳	者	1,098
		児	400		児	365
未作成者	256			0		

2 市内計画相談支援事業所数・相談支援専門員数

	H27年2月28日現在		H27年3月31日計画	
	事業所数	相談支援専門員数	事業所数	相談支援専門員数
指定特定計画相談支援事業所	16	27	20	40
指定障がい児相談支援事業所	11	19	14	28

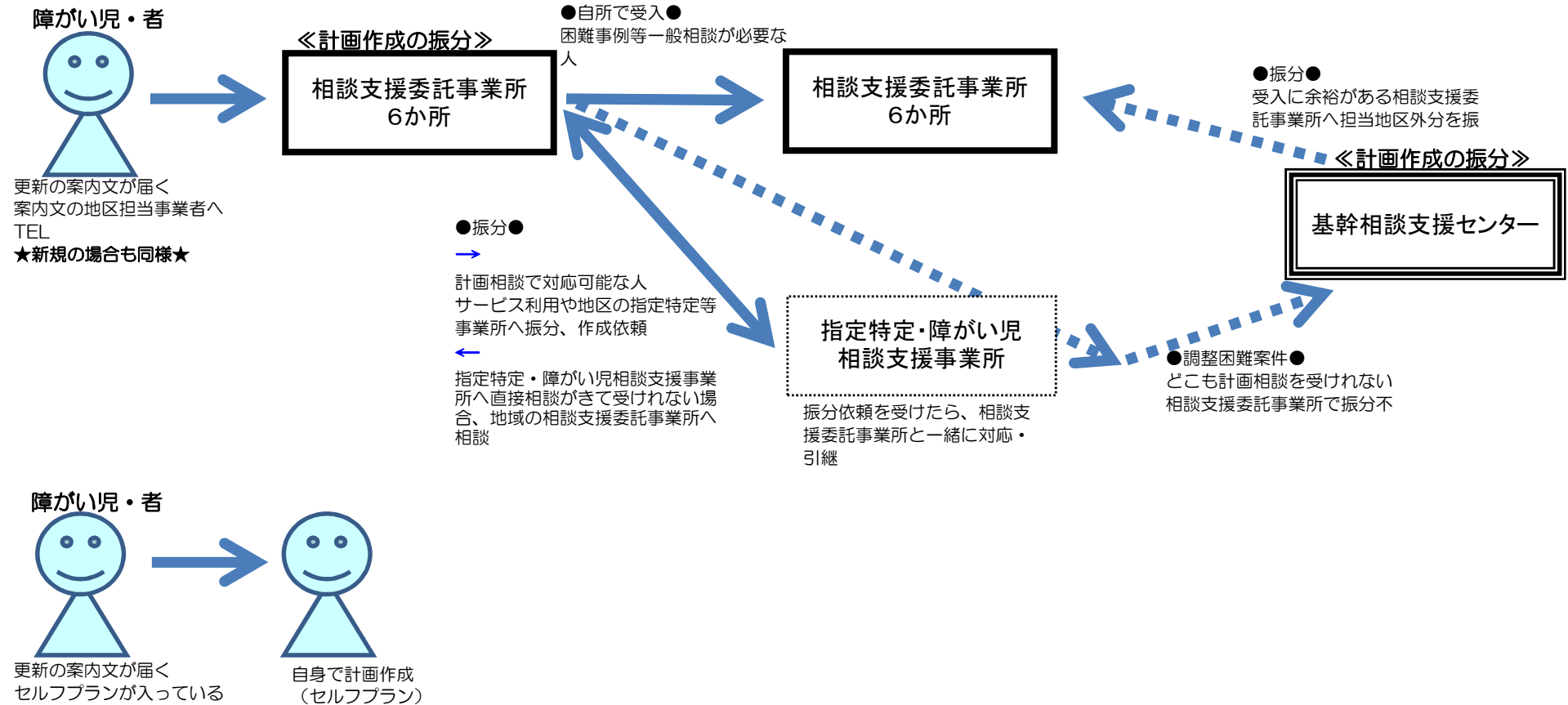
3 平成27年度の取り組み

- (1) サービス支給決定にあたってサービス等利用計画書の提出を必須
- (2) 「代替プラン」は基本的には本市では採用せず、“計画がない人”には、セルフプラン記載支援で対応

※「代替プラン」とは…平成27年度に限って、指定特定相談支援事業所においてサービス等利用計画案が作成できる目途が立たない場合、暫定的な措置として市の責任においてサービス等利用計画案の代替となる計画案(代替プラン)を作成

- (3) 「新規利用者」、「障がい支援区分更新者」を中心に計画相談支援を推進

▼ 計画相談の流れ図 ▼



《スケジュール》

- 12/10 ・計画検討部会にて、今後の計画的な体制での計画作成の流れと各機関の役割を確認
- 12/17 ・個別支援専門部会にて、今後の計画的な体制での計画作成における相談支援委託事業所の役割を確認
- 12/19 ・すくらんぶるで今後の計画的な体制での計画作成における指定特定・障がい児相談支援事業所の役割を確認
- 12/19 ・更新者へ通知文発送、流れを試しながら実施
- 3/20 ・障害者総合支援法等に係る事業者説明会で来年度の計画相談の流れを説明
- 4/1 ・上記流れにて本格稼働

計画相談支援・障害児相談支援にかかる新規加算の要件について

○特定事業所加算(計画相談支援・障害児相談支援共通) 単位数:300単位

事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上の観点から、以下の要件すべてを満たしている場合に算定

- ① 常勤・専従の相談支援専門員を三名以上配置。そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を一名以上配置
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行う
- ③ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研修を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

○初回加算(障害児相談支援のみ) 単位数:500単位

保護者の障害受容ができないこと等により、以下のいずれかを満たす場合は、特にアセスメントに係る業務負担として、評価する。

- ① 新規に障害児支援利用計画を作成する場合
- ② 前六月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

(別紙)

平成 年 月 日

特定事業所加算に係る届出書（相談支援事業所）

事業所名				
異動等区分	1 新規	2 継続	3 変更	4 終了

① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。 相談支援専門員の配置状況 <table border="1"> <tr> <td>相談支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>※ 3名以上</td> </tr> <tr> <td>上記のうち現任研修修了者</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>※ 1名以上</td> </tr> </table>	相談支援専門員	常勤専従	人	※ 3名以上	上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	※ 1名以上	有 ・ 無
相談支援専門員	常勤専従	人	※ 3名以上						
上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	※ 1名以上						
② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	有 ・ 無								
③ 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無								
④ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、熟練した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有 ・ 無								
⑤ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	有 ・ 無								
⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有 ・ 無								

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

※ 当該届出様式は標準様式とする。

計画相談支援・障害児相談支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録
(保存用)[標準様式]

平成 年 月 サービス提供分

区 分	1 新規	2 継続	3 廃止
-----	------	------	------

1 相談支援専門員(常勤・専従)の状況

相談支援 専門員数	人	内 訳	常勤	専従	人	非常勤	専従	人
				兼務	人		兼務	人

※ 相談支援専門員初任者研修の修了証を添付すること。

相談支援専門員(現任研修修了者)の状況

相談支援専門員氏名	
-----------	--

※ 相談支援専門員現任研修の修了証を添付すること。

2 定期的な会議の開催

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催している。 ※「有」の場合には、開催記録を添付すること。					有	・	無
開催日	① 日	② 日	③ 日	④ 日	⑤ 日		

3 24時間連絡体制の確保

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。					有	・	無
具体的な方法							

※ 「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可とする。

4 研修の実施

当該相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、熟練した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有	・	無
--	---	---	---

※ 「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

5 基幹相談支援センター等との連携について

(基幹相談支援センター等から支援が困難な利用者の紹介があった場合)当該利用者に計画相談支援の提供を開始した。	有	・	無
	(開始件数	:	件)
(基幹相談支援センター等が開催する事例検討会等がある場合)当該事例検討会等に参加した。	有 ・ 無 参加年月日: 主催団体名:		

放課後等デイサービスガイドライン

1 ガイドライン経緯

- ・障害児支援の在り方に関する検討会報告書
→質を担保する観点からガイドラインを策定が必要
- ・H26.10.6～障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会開催
→下記方向性で策定検討中、近日発出予定

2 ガイドラインの方向性

- ・別紙資料のとおり

3 チェックリストによる評価

- ・「事業所向け自己評価表」、「保護者向け評価表」により、チェックリスト形式で、双方向でのサービス評価が行えるようにする。
→ひな形作成中、近日発出予定

多子軽減措置について

1 制度概要（H26.4～）

- ・児童発達支援（医療型含む）、保育所訪問支援を利用する児童の兄、姉が、
①未就学児であり②児童通所支援、保育所、幼稚園に在籍している場合、
利用者負担上限（原則1割）が
（当該兄、姉を含め）第2子の場合→0.5割
第3子以降の場合→0
となる。
・27年度も実施

2 今後の事務について

- ①該当児童が新規申請する場合
 - ・申請時に申出が必要（兄、姉の在園証明が必要となる）
- ②該当児童がサービス更新する場合
 - ・申請時に申出が必要（特に変更がなければ在園証明は不要）
- ③兄、姉が学校へ入学した場合（該当児童ではなくなった）
 - ・市において該当外とし後日受給者証を送付（申請は不要）
- ④その他、新たに該当児童となった、または該当ではなくなった場合
 - ・市に問合せすること

3 事業所への協力をお願い

- ・事業所においての面接等において、対象児童が多子軽減措置該当となりそうな場合で保護者が制度についてわからないようならば、市へ問合せをするようご案内をお願いします

放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

(平成27年2月20日時点)

総則

ガイドラインの趣旨

放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障 / 共生社会の実現に向けた後方支援 / 保護者支援

放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動: 自立支援と日常生活の充実のための指導訓練 / 創作活動 / 地域交流 / 余暇の提供

事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け
ガイドライン

児童発達支援管理責任者
向けガイドライン

従業者向け
ガイドライン

- 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
環境・体制整備 / PDCAサイクルによる適切な事業所の管理 / 従業者等の知識・技術の向上 / 放課後等デイサービス計画に基づく適切な支援 / 関係機関や保護者との連携
- 子どもと保護者に対する説明責任等
運営規程の周知 / 子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明 / 保護者に対する相談支援等 / 苦情解決対応 / 適切な情報伝達手段の確保 / 地域に開かれた事業運営
- 緊急時の対応と法令遵守等
緊急時対応 / 非常災害・防犯対策 / 虐待防止 / 身体拘束への対応 / 衛生・健康管理 / 安全確保 / 秘密保持等

質問と
答え

いやなことや困ったことが 起こった時には？

質問 1 障害のことで差別されたら、
まずどうしたらいいのですか？

答え 役所に相談を受け付けてくれる
窓口があるので、その窓口で相談してください。
そこで解決できない場合は、
他の相談窓口を教えてください。

相談窓口



質問 2 差別した会社・お店などは、
どうなるのですか？

答え 会社・お店などの場合は、
障害のある人にどんな対応をしたか
役所に報告するように求められたり、
差別をしないように注意をされることがあります。

質問 3 近所の人から差別的なことを
言われました。その人は
罰を受けないのでしょうか。

答え 障害者差別解消法が禁止しているのは、
役所や会社・お店などによる差別です。
この法律が、一人ひとりのすることや
考えを罰することはありません。
障害のある人への差別がなくなるよう、
国や都道府県または市町村は、障害や障害の
ある人について、国民が理解を深められるような
取組をしなければなりません。

質問 4 この法律はいつから
スタートするのですか？

答え | 平成28(2016)年4月から始まります。



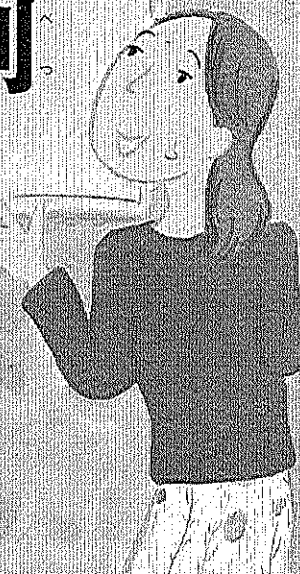
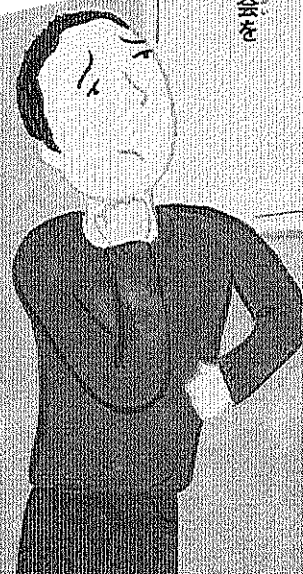
内閣府

問い合わせ先 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話: 03-5253-2111 ファックス: 03-3581-0902 ホームページ: <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>
協力: 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 / ビーブルファースト北海道

わかりやすい
版

障害者差別 解消法が できました

この法律は、障害のある人への
差別をなくすことで、
障害のある人もない人も共に生きる社会を
つくることを目指しています。

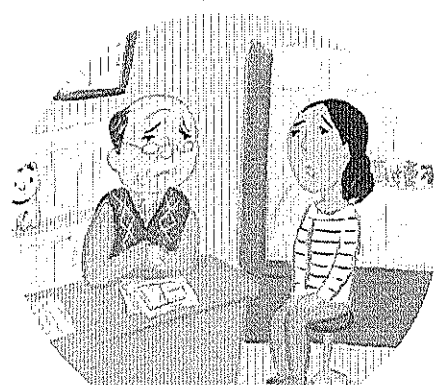
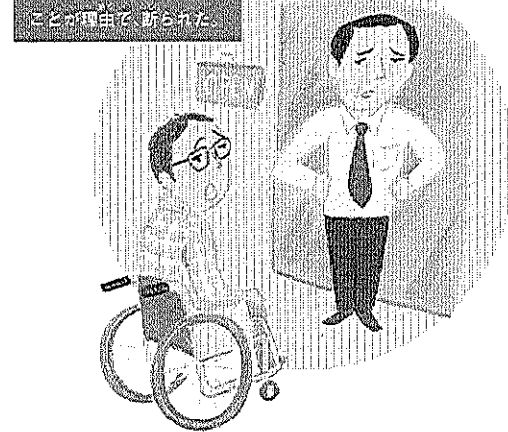


このリーフレットは、誰にでも
わかりやすいよう、
知的障害のある方などと共に
話しあいながら作られたものです。

こんなことで困っていませんか？

障害があることで障害のない人たちは違う扱いを受けて困った、自分の障害に合った必要な工夫ややり方をしてもらえなかったことはありませんか？

お店に入ろうとしたら車いすを利用してることが理由で断られた。



アパートの契約をするとき、「私には障害があります」と伝えたら、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。



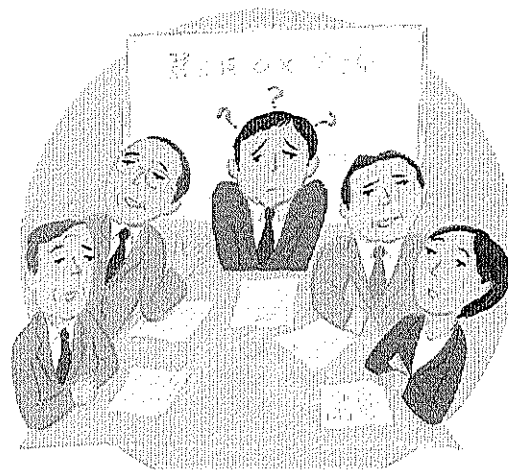
災害時の避難所で、身体障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。



スポーツクラブや習い事の教室などで障害があることを理由に、入会を断られた。



交通機関を利用したいとき、どの乗り物に乗ったらいいのかわからないので職員に聞いたが、わかるように説明してくれなかった。



役所の会議に呼ばれたので、わかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

みんなの声を受けて、障害者差別解消法ができました。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

役所と会社・お店などではちょっと違う

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけません	してはいけません
合理的配慮	しなければなりません	するように努力

ただし、合理的配慮のために、例えば、お金がかかりすぎたりすることもあります。その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。

平成26年度 障がい者虐待防止に関する状況報告 （岡崎市）
（H26.4.1～H27.2.28現在）

1 養護者による障がい者虐待

(1) 相談・通報・届出受付件数

相談	通報	届出	計
0	11	2	13

(2) 障がい種別

身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害	不明	計
2	5	6	0	0	0	13

(3) 虐待類型（重複あり）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
7	0	7	5	2	21

(4) 事実確認後の対応

障害者虐待として認定した事案				虐待として認定しなかつた事案	計
分離を行った事案	分離を行わなかつた事案	その他 (そもそも虐待者と被虐待者が同居していなかつた等)	検討中		
2	1	0	0	10	13

2 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

(1) 相談・通報・届出受付件数

相談	通報	届出	計
0	11	4	15

(2) 障がい種別（重複あり）

身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の 心身機能の障害	不明	計
5	1	4	0	0	6	16

(3) 虐待類型（重複あり）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
3	2	14	1	0	20

(4) 事実確認調査の対象となった障がい者福祉施設・障がい福祉サービス事業等の種別

障害者支援施設	のぞみの園	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
0	0	1	0	0	0
療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活介護	自立訓練
0	2	0	0	0	1
就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	一般相談支援事業所 及び特定相談支援事業所	移動支援事業
1	7	3	0	0	0
地域活動支援センターを 経営する事業	福祉ホームを経営する 事業	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
0	0	0	0	0	0
障害児相談支援事業	計				
0	15				

(5) 事実確認の結果、障がい者虐待として認定した件数

認定した事案	認定しなかつた事案	計
2	13	15

強度行動障がい者支援助成金の対象者拡大

1 助成金概要

知的障がい者であって常時多動・自傷・他害・異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者(強度行動障がい者)を受入する施設入所支援及び生活介護の事業所へ、支給要件を満たす利用者1人1日につき助成基準額に応じ助成するもの。

2 対象者拡大

(1)対象サービス種別の拡大

平成26年度まで「施設入所支援」 ⇒ 平成27年度「施設入所支援」・「生活介護」

(2)助成基準額の変更

3 助成基準額

【平成26年度まで】		施設入所支援	➡	【平成27年度】		施設入所支援	生活介護
障がい支援(程度)区分	行動点数	基準額		障がい支援(程度)区分	行動点数	基準額	
区分6	20点以上	10,000		区分6	20点以上	6,670	1,330
	17～19点	8,000			17～19点	5,000	1,000
	14～16点	6,000			14～16点	3,340	660

4 支給要件

【施設入所支援 支給要件】

次の①から⑥の要件を全て満たす者

- ① 岡崎市より施設入所支援の支給決定を受けている知的障がい者
- ② 障がい支援(程度)区分6
- ③ 行動援護点数が14点以上
- ④ 障がい支援区分認定調査項目のうち、「4-21 自らを傷つける行為」「4-22 他人を傷つける行為」の両方が「ほぼ毎日支援が必要」
- ⑤ 障がい支援区分認定調査項目のうち、「1-4 移乗」「1-8 歩行」「1-9 移動」「2-1 食事」「2-4 排尿」「2-5 排便」の全てが「支援が不要」以外
- ⑥ 障がい支援区分認定調査項目のうち、「4-4 昼夜逆転」「4-8 支援の拒否」「4-9 徘徊」「4-16 異食行動」「4-19 多動・行動停止」「4-20 不安定な行動」「4-23 不適切な行為」の全てが「支援が不要」以外 (⑥は行動援護点数が20点以上の場合は除く)

【生活介護 支給要件】

次の①から④の要件を全て満たす者

- ① 岡崎市より生活介護の支給決定を受けている知的障がい者
- ② 障がい支援(程度)区分6
- ③ 行動援護点数が14点以上

平成２７年度岡崎市高校生障がい福祉サービス体験利用受入事業費補助金（案）について

	変更後（案）	変更前									
補助金交付対象者	<u>生活介護</u> <u>就労継続支援Ｂ型</u>	生活介護 自立訓練（宿泊型自立訓練及び居宅を訪問してサービスを提供した場合を除く） 就労移行支援、就労継続支援									
補助対象となる事業	変更なし	岡崎市在住で市が援護の実施者である特別支援学校在学中の高校２年生及び３年生が進路指導の一環として行う障がい福祉サービス事業所の体験利用									
補助金額	<table border="1"> <tr> <td></td><td>生活介護</td><td>就労継続支援Ｂ型</td></tr> <tr> <td>補助対象経費</td><td colspan="2"><u>本事業の実施に要する経費のうち、人件費（給料、報酬、賃金）</u></td></tr> <tr> <td>補助基準単価</td><td><u>補助対象経費の1/2の額以内。上限１人１日につき3,330円。</u></td><td><u>補助対象経費の1/2の額以内。上限１人１日につき2,550円。</u></td></tr> </table>		生活介護	就労継続支援Ｂ型	補助対象経費	<u>本事業の実施に要する経費のうち、人件費（給料、報酬、賃金）</u>		補助基準単価	<u>補助対象経費の1/2の額以内。上限１人１日につき3,330円。</u>	<u>補助対象経費の1/2の額以内。上限１人１日につき2,550円。</u>	就労移行支援・就労継続支援 1人1日につき <u>5,070円</u> 自立訓練（機能訓練） 1人1日につき <u>7,390円</u> 自立訓練（生活訓練） 1人1日につき <u>7,040円</u> 生活介護 1人1日につき <u>6,620円</u>
	生活介護	就労継続支援Ｂ型									
補助対象経費	<u>本事業の実施に要する経費のうち、人件費（給料、報酬、賃金）</u>										
補助基準単価	<u>補助対象経費の1/2の額以内。上限１人１日につき3,330円。</u>	<u>補助対象経費の1/2の額以内。上限１人１日につき2,550円。</u>									

事業所指定事務について【企画整備班】

～平成 27 年度の変更事項～

1 地域区分

- 給付費請求の際の「地域区分」が変更になる。請求は、新しい地域区分で行うこと。障がい者サービスは平成 24 年度から平成 27 年度にかけて地域区分の見直しが行われ、今回もそれに伴い地域区分変更があるが、上乗せ割合に変更はない。障がい児サービスは平成 27 年度（上乗割合 3 %）から平成 30 年度（上乗割合 6 %）にかけて地域区分の見直しが行われ、今回は 1 %上がる。

		変更前（平成 26 年度）	変更後（平成 27 年度）
障がい者サービス	地域区分	17 級地	6 級地
	上乗せ	3 %	3 %
障がい児サービス	地域区分	7 級地 18 級地（旧児童デイ）	11 級地
	上乗せ	3 %	4 %

2 サービス管理責任者の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

- 平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置とされている、平成 24 年 4 月 1 日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。
- 指定障がい福祉サービス事業所等の開始日を起点とした 1 年間の猶予措置については、3 年間の経過措置を設けて廃止する。（平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。）

3 児童発達支援管理責任者の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

- 平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間に限り、障がい児通所支援事業所等の開始日を起点として 1 年間の猶予措置を設ける。（平成 27 年 4 月 1 日前から事業を行っている場合は、平成 28 年 3 月 31 日までの間、平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。）
- やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して 1 年間の猶予措置を設ける。

4 サービス提供責任者の配置基準の見直し（居宅介護・同行援護・行動援護）

- 訪問系サービス（居宅介護、同行援護及び行動援護）に係るサービス提供責任者の配置基準については、介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者 50 人に対して 1 人以上に緩和する。

＜サービス提供責任者（居宅介護・同行援護・行動援護）の配置基準＞

以下のいずれかを満たすこと。

- ① サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ② 従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

③ 利用者の数が40 人又はその端数を増すごとに1 人以上

④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

5 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し

- ヘルパー及びサービス提供責任者の更なる資質の向上を図るため、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設ける。

＜ 行動援護におけるヘルパーの要件＞

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

＜行動援護におけるサービス提供責任者の要件＞

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障がい児者又は精神障がい者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあっては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

6 グループホーム等の防火安全対策（参考：資料①）

- 消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが資料①に示す通り行われた。見直し後の基準は、既存施設については平成30年4月から、新規施設については平成27年4月から適用されることとなる。基準を満たしているか改めて確認すること。また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホーム等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の助成対象となるので積極的に活用を検討すること。なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象とされている。

7 精神科病院の敷地内におけるグループホームの設置

- これまで、グループホームは、地域との交流を図ることにより社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地外にあるようにしなければならなかったこととされていた。しかし、一定の条件付けを行った上で、病院の敷地内にグループホームの設置を試行的に認めるべきとされ、新規指定の期間は平成27年4月から平成31年3月まで、運営期間は指定を受けた日から6年間と限定し、新たに平成27年度から病院の敷地内におけるグループホーム（地域移行支援型ホーム）の設置を認めることとされた。

※ 地域移行支援型ホームを検討する際は、事前に障がい福祉課に相談すること。

8 開所時間減算の見直し（生活介護・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）

- 適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。

※ 減算とならないよう、適切なサービス提供時間を確保すること。

9 短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化（就労継続支援A型）

- 短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し（平成27年10月施行）。

※ 事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均が5時間未満の場合から減算対象となる。減算とならないよう、適切なサービス提供時間を確保すること。

～平成27年度の加算届等の提出～

10 平成27年度加算届、平成27年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の提出

- 前年度の利用者数の反映、加算項目の変更等があることから、毎年度当初に変更の有無に関わらず、加算届の提出を求めています。報酬改定が行われ、加算要件や届出書類に変更が生じますのでご注意ください。加算要件や届出書類は3月下旬頃に示される予定です。情報が入り次第お知らせしますので、内容を確認した上で届出を行ってください。

(1) 提出の必要がある事業所

- ① 訪問系事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）の内、「特定事業所加算」を新規に算定若しくは算定を終了する事業所
② ①以外の障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設

(2) 提出書類

別途、通知します。

(3) 提出期限

平成27年4月15日（水）期限厳守

※ 4月15日（水）までの提出分は例外的に4月1日（又は5月1日）から適用し、16日以降の提出分は6月以降の適用となります。

11 平成26年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の実績報告書の提出

- 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定している事業者は、賃金改善の実績報告が必要です。
届出先は平成26年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書を提出した行政機関と同一となりますので、ご確認ください。

□ 提出書類

- ・福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書（別紙様式5）
- ・支払実績明細書（参考様式1）※1
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（事業所等一覧表）（別紙様式5（添付書類1））

- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）（別紙様式 5（添付書類 2））※ 2
- ・福祉・介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）（別紙様式 5（添付書類 3））※ 3
- ※ 1 別紙様式 5 の賃金改善所要額の積算根拠となる資料であり、任意の書式でも可
- ※ 2 都道府県の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。
- ※ 3 市町村の県域を越えて所在する複数の障がい福祉サービス事業所等を有する事業者のみ、提出が必要です。

(2) 提出期限

平成 27 年 7 月 31 日（金）

- ※ 平成 26 年度における最終の給付費の支払が遅れている場合は、提出期限が延長されますので、事前に御連絡下さい。

～その他注意点～

12 指定申請について（新たに事業を計画する際の主な注意点）

- 指定申請書類の受理は月末締切で、翌々月 1 日付けで指定します。また、申請書類の内容に不備がなくなったときに受理します。 期間に余裕をもって、予め相談してください。
- 指定を受けるには事業所が各種法令に適合している必要があります。福祉事業を行う建物には、都市計画法、建築基準法、消防法等で厳しい要件がかかります。賃貸契約等の前に事前に相談してください。法令違反の状態、指定は受けられません。

13 変更届について（事業所の届出情報を変更する際の主な注意点）

- 事業所の届出情報に変更される際は、変更届の提出が必要です。
- 変更届の提出期限は変更が生じた日から 10 日以内です。期限遵守してください。
- 変更内容が、「生活介護又は就労継続支援 B 型事業所の定員増」「施設入所支援の定員増」「施設障がい福祉サービスの種類の変更」に当てはまる場合は、変更届ではなく、変更申請となります。この場合、変更申請書類の受理は月末締切で、内容審査のうえ、翌々月 1 日付け適用です。
- 事業所移転の際は、建物について新規申請時と同様の注意が必要ですので、予め相談してください。

14 加算届について（算定する加算項目を変更する際の主な注意点）

- 毎年 4 月 1 日の状況について届出した後に、算定の状況について変更があった場合は、その都度加算届の提出が必要となります。
- 給付費（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月 15 日以前に提出された場合には翌月から、16 日以降になされた場合については、翌々月から算定を開始することとなります。
- 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱いについては、速やかにその旨の届出を行うこと。

なお、この場合において、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。

15 業務管理体制整備に関する届出について

- 業務管理体制の届出未提出の事業者があるので、該当事業者は早急に提出してください。
- すべての指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者は法人単位で、根拠条文ごとに、関係行政機関に届出が必要です。
- 届出先は表のように、国、愛知県、岡崎市のいずれかとなります。提出先が分からない場合は、一度お問い合わせください。

事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
次の指定事業所のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者 ・指定特定相談支援事業者 ・指定障がい児相談支援事業者	岡崎市福祉部障がい福祉課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市福祉部障がい福祉課(企画整備班) TEL0564-23-6165
①②以外の事業者	愛知県健康福祉部障害福祉課 ※岡崎市は届出先ではありません	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援G) TEL052-954-6317

16 指定障がい福祉サービスにおいて利用者に金銭の支払を求められる範囲(参考:資料②)

- 市内事業所において利用者に不適切な金銭の支払を求めた事例が発生しました。今一度ルールをご確認いただき、下記の通り適切な運営に努めてください。(別添資料参照)

グループホーム等における消防設備の設置義務

【（新設）平成27年4月～（既設※¹）平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項口関係 ①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設 ★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更		全ての施設	
【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項ハ関係 ①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	6000㎡以上 （平屋建てを除く）		300㎡以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	500㎡以上	

※1 既存のグループホーム（新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む）については、**平成30年3月末までの猶予期間あり。**

※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり

資料

26 障第 1380 号
平成 26 年 12 月 22 日

市内指定障がい福祉サービス事業者 各位

岡崎市長 内田 康宏

指定障がい福祉サービスにおいて利用者に金銭の支払を求められる
範囲について（通知）

平素は本市の障がい福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。
先だって市内事業所において利用者に不適切な金銭の支払を求めた事例が発
覚しました。

今一度ルールをご確認いただき、下記の通り適切な運営に努めてください。

下記において、基準規則とは、岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、
設備及び運営の基準に関する規則(平成 25 年岡崎市規則第 18 号)を指します。

記

1 基準規則第 16 条（準用する場合を含む。）第 1 項について

利用者に金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用
者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当である
ものに限られます。該当しないものについては、金銭の支払を求めることはで
きません。使用できる期間を通じて合理的に配分された金額が、その時点で直
接利用者の便益を向上させるものであると解してください。また、利用者家族
に金銭の支払を求めることは、利用者に求めることと同意義と解してください。

例えば、グループホームにおいて、初期工事費や初度備品等のための借入金
の償還費を賄うために、退去後の期間に相当する部分の負担を求めることは、
当該利用者にとって直接便益を向上させるものでないため、利用者に支払を求
めることはできません。

同様に、開設当初の入居者のみの費用負担により入居者が共同で利用する初
度備品を揃えることも、退去後、他者の便益への負担となる可能性があるため、
利用者に支払を求めることはできません。ただし、居室に置くもの等個人の利
用を想定したものであって、退去時に利用者が持ち帰る予定のものは除きます。

特にグループホームにおいては、敷金、礼金、その他の名称で入居時に一時
金を徴収することは、使途が不明確な金銭であり、直接便益を向上させるもの
に当たらないため、利用者に金銭の支払を求めることはできません。

2 基準規則第 16 条（準用する場合を含む。）第 2 項について

必ず書面により金銭の使途、金額、支払を求める理由を示し、説明を行い、同意を得てください。また、事後に同意が得られたことを確認できるよう、書面による記録を残してください。

担当 福祉部障がい福祉課企画整備班

TEL (0 5 6 4) 2 3 - 6 1 6 5

FAX (0 5 6 4) 2 5 - 7 6 5 0

Mail shogai@city.okazaki.aichi.jp

生活サポート事業の廃止 ⇒ 平成27年度以降 廃止

1 サービス内容

障がい支援区分が「非該当」となったために障がい福祉サービスの介護給付費の支給決定が受けられない障がい児者に対し援助が必要である場合に、ヘルパーを派遣して家事援助又は生活に関する助言を行うもの。

2 利用実績

平成22年度…1件、平成23年度～26年度…0件

18～20歳の障がい児通所支援の利用者負担上限月額の取扱い

18歳以上の者が放課後等デイサービスと障がい福祉サービスと併用する場合の利用者負担上限月額の取扱いは、次のとおり。

1 経過

(1) 平成22年12月（整備法一部施行） 児童デイサービスに係る利用年齢の特例

18歳以上の者が児童デイサービスとその他の障がい福祉サービスとを併用する場合には、その他の障がい福祉サービスに係る障がい者としての負担上限月額が適用さ

(2) 平成24年4月（整備法施行）

a 平成24年3月までに児童デイとその他の障がい福祉サービスを併用していた者

その他の障がい福祉サービスに係る障がい者としての利用者負担上限月額を適用

b 平成24年4月以降に放課後等デイと障害福祉サービスとの併用を開始する者

放課後等デイサービスに係る障がい児としての利用者負担上限月額と、障がい福祉サービスに係る障がい者としての利用者負担上限月額をそれぞれ適用

2 岡崎市の対応

平成27年3月までは全ての併用者について上記(2) aを適用していたが、平成27年4月以降は(2) bを適用する。

＜平成27年3月までの負担上限月額＞

放課後等デイサービス 者の負担額

短期入所 者の負担額

⇒

＜平成27年4月以降の負担上限月額＞

放課後等デイサービス 児の負担額

短期入所 者の負担額

65歳到達に伴う障がい福祉サービスの支給期間の取扱い

65歳到達により介護保険サービスへ移行する者の障がい福祉サービス（介護保険移行部分）の支給期間はこれまで65歳誕生月の月末までとしてきたところ。

平成27年4月以降は「65歳誕生日の2日前まで」に変更する。

障がい福祉サービス等の提供により事故が発生した場合の市への連絡

1 趣旨

障がい福祉サービスについてサービスの提供により事故が発生した場合は、障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準により、直ちに都道府県、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならないこととされている。

また、地域生活支援事業についてサービスの提供により事故が発生した場合は、岡崎市指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準により、直ちに市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならないこととされている。

については、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」という）の提供により事故が発生した場合の岡崎市への連絡について必要な事項を定め、市内の障がい福祉サービス等の事業者（以下「事業者等」という）の統一的な対応を図るものとする。

2 岡崎市への連絡が必要な事項

次に掲げる事故については、事故原因の如何にかかわらず、当該利用者が岡崎市で介護給付費、訓練等給付費並びに地域生活支援事業等の支給決定を受けている場合については岡崎市へ、他市の支給決定を受けている場合については施設の所在市町村である岡崎市及び当該利用者に対し支給決定を行っている市町村に連絡するものとする。

(1) 障がい福祉サービス等の提供中における利用者のケガ又は死亡事故の発生

- ・「障がい福祉サービス等の提供中における」とは、送迎、通院中も含むものとする。
- ・「ケガ」の程度は擦傷や打撲など比較的軽易なケガを除き、外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。
- ・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。
- ・「利用者の死亡」については、障がい福祉サービス等提供中の事故による場合に限るが、利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。

(2) 感染症及び食中毒の発生

- ・感染症（MRSA、インフルエンザ、結核、疥癬、ノロウイルス等）、食中毒（腸管出血性大腸菌、サルモネラ、ブドウ球菌等）の発生又は、それが疑われる状況が生じたとき。
- ・関連する法（感染症法、結核予防法、食品衛生法）に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする。

(3) 職員（従事者）の法令違反、不祥事件等の発生

- ・利用者の処遇に影響があるものとする。

（例：利用者からの預かり金の横領等）

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

- ・例：利用者の保有する財産を滅失させた。等

3 岡崎市への連絡方法

- (1) 事業者等は、事故等が発生した場合は、速やかに電話又は FAX にて報告（第一報）をすること。

◎ 電話による連絡

重大な事故・事件の場合（例：利用者の事件・事故等による重症、死亡など）

◎ FAX による連絡

それ以外の場合

- (2) 事業者等は、その後の経過について、順次報告すること。

- (3) 報告書の様式は別添「障がい福祉サービス事業者等事故等報告書」を標準とする。

注）第一報やその後の経過の報告様式は適宜作成されてもよいが、事故処理の区切りがついたところで、別添様式「障がい福祉サービス事業者等事故報告書」に整理し報告する。

尚、感染症の場合は、別添様式「市町村等への連絡用紙（入所施設用）」も併せて報告してください。

4 岡崎市の連絡先

【平日執務時間（AM8:30～PM5:15）内】

岡崎市役所福祉部障がい福祉課 FAX 25－7650

審査給付班（利用者に関わる事件・事故）電話 23－6853

企画整備班（事業所に関わる事件・事故）電話 23 - 6165

【平日夜間・早朝、休日】

岡崎市役所福祉部障がい福祉課 FAX 25－7650

※重大な事故・事件の場合

障がい福祉課 携帯電話 090－7917－0466

様式

障がい福祉サービス事業者等事故等報告書

法人名						事業所名					
事業所番号											
所在地							電話				
サービスの種類							担当者名				
事故等 対象者		氏名 (生年月日 月 年)					受給者証番号				
		住所					障害程度区分				
事故 の 概 要	日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				場所					
	種別	ケガ・死亡・感染症・法令違反等・その他（ ）									
	事故等の 内 容	(事故の原因、事故発生時の状況、事故の程度を簡潔に記載する。)									
事故 時 の 対 応	対処方法	(事業所での処置、病院等への搬送、家族への連絡等を記載する。)									
	治療機関	(医療機関名、所在地を記載する)									
	治療の概要										
事故 後 の 対 応	利用者の 状 況										
	家族への 報告・説明										
	損害賠償 等の状況										
再発防止対策											

※記載できない場合は、任意に別紙に記載し、添付すること。

市町村等への連絡用紙(入所施設用)

連絡者氏名		連絡日	年	月	日	時
施設名		電話	—	—		
		FAX	—	—		
施設住所						

発生日時	年	月	日	時ごろ
------	---	---	---	-----

主な症状	☐ おう吐 ☐ 吐気 ☐ 下痢 ☐ 腹痛 ☐ 発熱 ☐ その他()
------	--

発症状況		入所者数	発症者数	重症者数	入院者数
	階利用者				
	階利用者				
	階利用者				
	階利用者				
	利用者小計	人	人	人	人
	階職員				
	階職員				
	階職員				
	階職員				
	職員小計	人	人	人	人
	合計	人	人	人	人

受診状況	受診人数	人	医療機関名	
	検査結果			

概 要 (発生から収束までの経過等を記入してください)

サービス支給等決定期間の更新について

- 1 更新勧奨案内の発送時期の変更（H26.11～）
期間終了月の2か月前→3か月前
- 2 セルフプラン→サービス等利用計画への移行
H27年度は障がい支援区分更新者を対象者とする
- 3 未申請者への更新催促（申請時に計画必須化に伴い）
 - ・期間終了月1か月前に電話にて催促
 - ・期間終了月20日時点での未提出者は、サービス終了の通知、期間終了日での取消し手続き
- 4 事業所へのお願い
 - ・更新時期の利用者への更新手続きの促し協力
 - ・訓練等給付サービスの個別支援計画（写し）の提出

利用者負担上限月額更新について

- 1 利用者負担上限月額更新時期の変更
 - ・毎年7月→サービス更新月（一部サービスを除く）
 - ・施設入所支援、療養介護、医療型児童発達支援利用者は従来通り7月更新
- 2 今年7月の利用者負担上限月額更新対象者
 - ・7月サービス更新者（区分更新も含む）（更新案内発送済）
 - ・施設入所支援、療養介護、医療型児童発達支援利用者（4月更新案内送付予定（上記を除く））
 - ・昨年7月から今年6月までにサービス更新がない者（支給決定期間が3年のサービスのみ受給等）
 - ・生活介護、GH、就労A型、就労B型（50歳以上）
- 3 事業所へのお願い
 - ・該当する利用者への更新手続きの促し協力
 - ・施設入所者の更新手続きのとりまとめ協力

社会保障・税番号制度

- 1 概要
 - ・全住民登録者に12ケタの生涯番号（個人番号）を付番
 - ・それぞれの番号に個人の社会保障・税情報をひも付け、関係機関と情報連携を可能とする
- 2 予定
 - ①通知カード送付（H27.10）
 - ②個人番号利用開始（H28.1～）
 - ③地方公共団体等連携開始（H29.7 目途）
- 3 制度導入による変更点（障がい福祉サービス等関連）
 - ・サービス利用申請に個人番号の記載が必要となる
 - ・他市町村発行の住民税課税証明の添付が不要となる（H29.7以降）
 - ・受給者証番号は変更なし（個人番号が受給者証番号とはならない）
 - ・事業所が個人番号を使用・管理することは原則ない（できない）

4 制度導入による予想される注意点

- ・個人番号は個人情報の中でも特定個人情報として扱われ、市等から他への情報提供は厳禁
- ・申請時に必要となること・もの
 - ・個人番号を記載する→通知カードまたは個人番号カードが必要
 - ・本人確認書類が必要（運転免許証、障がい者手帳等顔写真付きの証明書）
 - ・代理人申請の場合、委任状等+本人の個人番号カード等またはその写し+代理人の本人確認書類
→市担当部署と検討中

県社協運営適正化委員会の移転に伴う重要事項説明書の記載変更

1 変更事項

（旧）名古屋市中区丸の内 2－4－7 愛知県社会福祉会館内

Tel052-202-0167

（新）名古屋市東区白壁一丁目 50 番地 愛知県社会福祉会館内

Tel052-212-5515 FAX052-212-5514

2 事業所へのお願い

利用者への重要事項説明書の該当記載部分を変更し、利用者への周知をお願いします。

（説明日は実際の日がちで可）

岡崎市障がい者基幹相談支援センター主催

ピア・カウンセリングこうざ 開催のお知らせ

☆ピア・カウンセリング公開セミナー

障がいのある方にも、ない方にも、広くピア・カウンセリングについて知っていただく講座です。ピア・カウンセリングの目的や手法を、体験することができます。

日時 2015年9月5日 土曜日 午後1時～4時30分

場所 岡崎げんき館 1階 多目的室

講師 ピア・カウンセラー 木本 光宣（自立生活センター 十彩）

ピア・カウンセラー 大尾嘉 和也（岡崎自立生活センター ピあはうす）

参加無料 （定員30名 申し込み順）

☆ピア・カウンセリング集中こうざ

障がいのある方同士によるカウンセリング講座です。全5回のゆっくりとした時間の中で、普段から抱えている悩みやつらい気持ちを、仲間に聞いてもらい、共鳴し合うことで、元気になっていく過程を体感できます。

日時 2015年 10月 3日 17日 31日

11月14日 28日 すべて土曜日 午後1時～5時

場所 岡崎福祉会館 3階301室 （初回のみ視聴覚室）

講師 ピア・カウンセラー 木本 光宣（自立生活センター 十彩） ほか

対象 障がいのある人 参加無料 （定員12名）

7月より岡崎市障がい者基幹相談支援センター、ぴあはうすなどで、案内・申込用紙を配布。また、ぴあはうすホームページ

（URL <http://www.sun-inet.or.jp/~piahouse/>）にも掲載いたします。

主 催 岡崎市・岡崎市障がい者基幹相談支援センター

お 問 合 せ

岡崎市障がい者基幹相談支援センター

（0564）64-9004

NPO法人岡崎自立生活センター “ぴあはうす”

（0564）26-5080

